

厚生科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)

分担研究報告書「子ども虐待・ネグレクトリスクマネジメントモデルの作成に関する研究」

分担研究者 高橋 重宏 日本社会事業大学教授

研究要旨

子ども虐待・ネグレクトにかかわる児童相談所への通報件数が増大した。だか、全国 174 カ所ある児童相談所の対応は、必ずしも標準化されてはいない、むしろその力量の差が多様な問題を起している。その中で、平成 10 年度には虐待・ネグレクトによる子どもの死亡事件が 36 件発生し、41 人が死亡している。また、NHK の調査によれば平成 10 年 1 月から 11 年 6 月までの 18 ヶ月間に親による子どもの虐待死亡事件が 84 件発生し、88 人が死亡している。

本研究は、3 ケ年の計画で、最終的には、日本版の子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメントモデルを作成することを目的にした。

日本版『子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル』が作成されることで、全国 174 カ所の児童相談所が同じアセスメントをすることになり、子どもの権利擁護活動も全国的に均一化させることが可能となると考える。

平成 9 年度は、A Child Risk Management Model(オーストラリア)の翻訳と検討、さらに、新たに入手したカナダ国ブリティッシュコロンビア州政府子ども家庭省が作成した The Risk Assessment Model for Child Protection in British Columbia の翻訳と検討を行った。

平成 10 年度は、カナダ国オンタリオ州政府コミュニティ・ソーシャル・サービス省が作成した Risk Assessment Model for Child Protection in Ontario と Eligibility Spectrum の翻訳と検討を行った。さらに、上記 3 つのモデル オーストラリア版、ブリティッシュコロンビア版、オンタリオ州について、全国 7 カ所の児童相談所の児童福祉司を対象に、日本版を作成する上での課題について面接調査を実施した。上記 3 モデルについては、別に印刷公表した。

最終年(平成 11 年)では、日本版『子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル』の作成と、改訂されたオンタリオ州のカリキュラム・ハンドアウト「オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル:1999 年度改訂版」、「子ども保護ケースのための新基準」、ハンドアウト「子ども家庭サービス改正法(サービスプロバイダー用法律参照冊子)」等を翻訳した。

A 研究目的

過去 2 年間の研究成果をもとに、我が国の児童相談所で活用できうるリスクアセスメントモデルの作成を行うことを目的とした。既に紹介したカナダ、オーストラリアのモデルは、根拠となる法律があり、さらに、そのモ

デルを活用するソーシャルワーカーは、大学院で修士号を取得した専門家である。これらのモデルをそのまま日本に適用することは極めて困難であり、基本的な考え方を採用しつつ、日本版のリスクアセスメントモデルを開発した。

具体的には、平成 11 年 3 月に厚生省児童家

庭局企画課が監修した『子ども虐待対応の手引き』の中の相談・通告への対応、子どもの時保護の要否判定を行う際に役立つリスクアセスメント・モデルの策定に絞った。

また、既に翻訳したカナダ国オンタリオ州政府コミュニティ・ソーシャル・サービス省が作成した Risk Assessment Model for Child Protection in Ontario と Eligibility Spectrum が改訂され、新たな関連資料を翻訳した。

B 研究方法

研究班を組織し、定期的な研究会を開催し、児童福祉司からのヒヤリングと研究協議を行い、後述のような子ども虐待・ネグレクト対応リスクアセスメントモデルを作成した。

具体的には、子ども虐待・ネグレクトにより死亡したケースの分析を行い、リスクの程度を解析した。

神奈川県中央児童相談所、川崎市中央児童相談所、川崎市南部児童相談所、埼玉県中央児童相談所、東風都児童相談センター、東京都足立児童相談所、北九州市児童相談所から児童福祉司の参加を得て、臨床的な視点からのリスクの検討を具体的な事例を通して検討した。

今年度は、大阪の子ども家庭センターをフィールドにリスクアセスメントの研究を行っている加藤曜子氏と芝野松次郎氏(関西学院大学教授)を研究メンバーに加え、両氏の既存の研究成果を本研究に反映させた。

以上の作業のうえに、研究班で 子ども虐待対応・アセスメントフローチャート、虐待通告受付票、一時保護決定に向けてのアセスメントシート、一時保護決定に向けてのフローチャートを作成し、神奈川県中央児童相談所、埼玉県中央児童相談所、東京都児童相談センター、東京都足立児童相談所、北九州市児童相談所等の児童福祉司から意見を

求め日本版の『子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル』を作成した。

C. 研究結果

日本版『子ども虐待・ネグレクト・リスク・アセスメント・モデル』の作成

最終年の今年度は、既存の成果を参考にしつつ、平成 11 年 3 月に厚生省児童家庭局企画課が監修した『子ども虐待対応の手引き』の中の相談・通告への対応、子どもの一時保護の要否判定を行う際に役立つリスクアセスメント・モデルの策定に絞った。

その結果は次の通りである。

1. 子ども虐待・ネグレクトが疑われる事例への対応の流れ

子ども虐待・ネグレクトが疑われる事例の場合、緊急かつ組織的な対応が必要である。

ことに、通告があったにも関わらず、一時保護などの対応の遅れにより子どもの生命に危険が及ぶようなことがあってはならない。そこで、通告から時保護の要否を判断するまでの対応の流れを示したのが図 1「子ども虐待対応・アセスメントフローチャート」である。

(1) 通告及び当面の方針決定

子ども虐待・ネグレクトについては、子ども本人や虐待・ネグレクトを行っている保護者からの相談と近隣等個人や関係機関等からの文書または口頭による通告のほか、匿名の通告もある。

通告者が個人の場合には、「虐待でなかったらどうしよう」と通告することを躊躇する気持ちや、「恨まれたり、責任を問われるのではないか」と通告後の事態への危惧感から不安な心理状態で通告してくることが多い。

一方で、児童相談所が、すぐに虐待・ネグレ

クトをやめさせて問題を解決してくれると期待して、通告してくる場合もある。

いずれの場合であっても、不安や不信感を相手に与えない対応によって、通告・相談の内容を聴取し、確認しなければならない。(『子ども虐待対応の手引き』p33より引用)

通告受付表の記入方法や当面の方針を決定する緊急受理会議の持ち方については、後述する通りである。

(2)情報収集

子どもや保護者との面接だけでなく、子どもの通園・通学先、地域の民生児童委員や主任児童委員、各専門機関など多面的な情報収集を行う。特に、子どもについては、所属集団への訪問など、把握しやすい方法を優先することを考慮する。

家庭訪問にあたっては、複数の職員で行うとともに関係機関の職員に同行を依頼するなど、調査の客観性を確保する。子どもや保護者との面接では、事情聴取的な情報収集は避け、カウンセリングマインドを心がける。

収集した情報は、情報を得た日時、調査者、同行者、調査先、具体的内容などを克明に記録に残す。また、口頭で得られる情報だけでなく、観察によって得られる情報も重要な判断材料となるので、観察結果を記録にとどめるように努める。法的対応をとる際の証拠資料・参考資料となる場合もあるので、調査結果は具体的かつ克明に記録するとともに可能な限り文書や写真等を収集することも必要である。

(3)所在確認および面接

原則として、通告から 48 時間以内に子どもの所在の確認を行う。所在確認は、伝聞でなく、児童相談所の職員が直接子どもに会う。

この段階の訪問は子どもの安否確認や一時保護の要否判断など、緊急かつ客観的な判断

が必要なため、心理職や管理職などを含め、複数の職員が立ち会うこととする。男女の職員を組み合わせることが対応に有効な場合もある。地区担当の枠にこだわらずに役割を分担することも重要である。

通告から 48 時間以内に所在を確認するのは、生命に関わるような事件が発生する前に対応するためである。したがって、通告の段階で特に緊急性が予測される場合など、48 時間の枠内でも特に早い対応が必要である。とりわけ乳幼児については速やかな対応が必要となる。

また、休日や祝日に関わりなく 48 時間以内に対応すべきことは言うまでもない。

(4)居所の情報欠落・不明への対応

通告によっては、保護者や子どもの居所に関する情報が欠落していたり不明な場合もある。そのような時でも、記録は残すとともに、住所がわからなくても地域が判明している場合は、主任児童委員や民生児童委員、警察、市町村児童福祉主管課、保健所・保健センターなど、必要と思われる機関には通告内容を伝え、注意を促す。他の機関に、同様なまたは形を変えた訴えがなされる場合もしばしばあるからである。

なお、情報収集における留意点や調査に際しての他機関との連携方法、調査に拒否的な親へのアプローチ、子どもからの事実確認の方法等について『子ども虐待対応の手引き』第 3 章「調査および保護者・座子どもへのアプローチ」(p43-p47)を参照のこと。

(5)立入調査

事前に同行する職員や関係機関とで綿密な打ち合わせを行い、立入調査の目的や役割分担を明確にしておく。

特に、保護者からの加害行為等に迅速に対応し、子どもや職員等の安全確保を図るため、

警察とは事前協議を行い、これに基づく連携を図るよう努める。

このほか、立入調査に当たったの留意点等については、『子ども虐待対応の手引き』第3章「調査および保護者・子どもへのアプローチ」(p59-p66)を参照のこと。

(6)アセスメントシートによる保護の要否判断

表2および図2を参照のこと。詳細については後述することとする。

(7)保護・安全確保の実施

一時保護に際しての留意点等については、『子ども虐待対応の手引き』第4章「一時保護」(p79-p100)に、また在宅指導における留意点等については同手引き第5章「処遇(在宅指導)」(p155-172)を参照のこと。

2.虐待通告受付票の記入

(1)虐待通告受付票の記入

子ども虐待・ネグレクトの第一報を受けたら、まず通告者からできる限りの情報提供をしてもらい、その情報を虐待通告受付票(表1)に記入する。多少あいまいな情報や不明な項目があっても、記入可能な事柄を記入しておくことが重要である。

後日法的対応を採る際の家庭裁判所への提出書類の一つとなる可能性もあるので、鉛筆ではなく、ボールペンなどによって記入する。

記入後は、所長の決済を受ける。

決済後は、虐待通告受付台帳にファイリングするとともに、ケースファイルにも添付する。

なお、虐待・ネグレクトの「通告」という形を取らない「相談」などの中にも、虐待・ネグレクトが潜んでいる場合があるので、注意を払う必要がある。たとえば、「たびたび嘘を付く」「おもらしをする」「夜遅くまで帰ら

ない」「親の言うことを聞かない」など、子どもの行動や性格、育児などの相談、非行の通告などの場合でも、虐待・ネグレクトが疑われる場合は、虐待通告受付票に記入する。

(2)緊急受理会議

虐待通告受付票を記入した後、速やかに緊急受理会議を開催する。

緊急受理会議の準備の一環として、通告を受けた事例について、過去の通告や援助などを通して児童相談所に情報が蓄積されているかどうかを確認しておく。

緊急受理会議では、第一に、通告の段階で得られた情報の範囲で緊急介入の必要性について判断する。緊急を要すると判断される事例では、その場にいる職員で分担して対応を開始する。一時保護が必要と判断された場合には、現場に向かう役割・一時保護の段取りをする役割・調査をする役割などを分担して、即刻対応を開始する。

通告の段階で得られた情報では緊急性がないと判断できる場合や、情報が不足する場合は、その後の調査方針と調査担当者を決定する。調査しなければならない項目を列挙し、誰がどの機関に何を聞くかを明確にして分担する。

緊急受理会議で決定した内容は、受理会議録に記入し、速やかに所長の決済を受ける。

受理会議録は2部作成し、部は受理会議簿に、一部は児童記録票に編綴する。

(3)通告者への報告

虐待・ネグレクトの通告をした人は、多くの場合、児童相談所の対応に期待と関心を寄せている。守秘義務の許す範囲で、児童相談所の対応方針について報告することが望ましい。

また、通告者が子どもや家族に引き続き関わる可能性がある場合は、どのような関わり

方をすることが望ましいのか、児童相談所としての要望やアドバイスを伝える。

3. 一時保護の要否判断はどのように行うか

(1) 客観的判断の必要性

一時保護の要否判断は子どもや家族の生活に大きな影響を与える。誤った判断により子どもの生命を守れずに終わる危険性もあるが、一方、必要のない親子分離により子どものトラウマの原因になったり、家族が子育てをする力を弱めてしまう危険性もある。不足せずにしかも行き過ぎにはならない介入や援助のあり方を的確に判断しなければならない。

保護の要否判断については、担当ワーカー個人の判断であってはならず、所内会議等を通じた機関決定は無論のこと外部との連携も含め、できる限り客観的で合理的な判断をしなければならない。そのためには、体系的な情報収集と情報整理、そして情報評価が必要である。

(2) 情報収集

一般の相談援助の場合でも始めからすべての情報が得られるわけではないが、子ども虐待・ネグレクトが疑われる事例では特に、最初は不確実な情報から出発することが多い。したがって、児童相談所内部で情報を集約できる体制を整えることはもちろん、関係機関とも早い時期から情報を共有することが重要である。たとえば、福祉事務所と保健所と児童相談所が把握している情報を総合化すれば、子どもの生命に危険があることが判ったはずなのに、それぞれが断片的な情報しか持っていなかったために判断を誤ったというようなことがあってはならない。情報の共有化を図るためには、電話連絡だけでなく、文書による連絡やネットワーク会議の開催など、様々な連携方法を工夫する必要がある。なお、お互いに守秘義務を持った専門家としての安心

感と信頼関係に基づき情報を共有するのであり、いやしくも交換した情報を不必要に外に漏らすことがあってはならない。

子ども虐待・ネグレクトが疑われる場合、情報収集に許される時間が限られている場合もある。このため、当面の判断に必要な情報を優先して集める。表2に示した「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」は、どのような情報を優先的に集めるかを計画する際にも参考になるだろう。

緊迫した状況などで、ワーカーが情報を聞き漏らしたり、尋ね忘れたりすることも起こりやすい。必要な情報を漏れの無いように収集するためにもこのアセスメントシートは役立つだろう。ただし、このシートは情報の整理と判断を目的としているので、情報収集のためには十分な記述欄が備えられてはいない。シートには要点のみを記すこととし、詳細な情報は別に記録する必要がある。

(3) 情報整理(アセスメントシートの記入)

持ち寄った断片的な情報を一つに統合するためには、情報整理の枠組みが必要である。米国、カナダ、オーストラリアなどでは、何ページにもわたる書類を用いて綿密に情報を整理するための様式が導入されている。一方、国内では、加藤曜子氏が大阪府子ども家庭センターの協力を得て、「保護決定アセスメント指標」を作成している。

日本の児童相談所では、すでに児童記録票などの書式も整備されていることから、海外の様式のような膨大な書類の記載を求めることよりも、むしろ煩雑な情報を一目で見分けるように整理できる大阪府版のような様式の方が導入しやすく実用性が高いだろう。そこで、大阪府版の「保護決定アセスメント指標」の一部の項目を変更し、項目を7群に分けて再編成したものが、表2のアセスメントシートである。

シートに記入する際には、まず、各群の中の小項目から記入する。それぞれの小項目について該当すれば の中にチェックを付ける。チェックを付けるかどうか迷うような場合は、まずはチェックを付けておいて、(4)の判断をする段階で十分に協議する。

小項目に「例」が掲げられている場合には、該当するものを で囲む。例に示されていない場合は()内に記述する。

各群の中で、一つでもチェックが付いた項目がある場合、その群の見出しとなっている質問について「はい」の方にチェックを付ける。たとえば、「外傷」という項目にチェックがあれば、その群の見出しとなっている「すでに虐待により重大な結果が生じている?」という質問に対し、「はい」の方にチェックを記入する。

右側の自由記述欄には、小項目や見出し項目に関してチェックかついた状況を理解するのに必要な情報を記入する。

(4) 情報評価(アセスメントシートを用いた判断)

上記のように記入すると、第1群から第7群までの各見出し項目に「はい」または「いいえ」のチェックが記入された状態となる。この結果に基づき、図2「一時保護決定に向けてのフローチャート」をたどる。

以下、図2について解説する。

a) 表2の第 群または第 群のいずれかで「はい」がある時

直ちに一時保護をする必要がある。

b) 表2の第 群に該当項目があり、かつ第 群にも該当項目がある時

次の虐待・ネグレクトが発生しないうちに保護する必要がある。

c) 第 ~ 群のし、ずれにも「はい」がなし、が、第 群または第 群のいずれかで「はい」がある時=虐待・ネグレクト発生につながる危

険因子(リスク要因)がある

表面化していなくても深刻な虐待・ネグレクトが起きている可能性がある

あるいは虐待・ネグレクトが深刻化する可能性がある

リスクを低減するための集中的援助を計画する。その見通しによっては一時保護が必要

d) 第 ~ 群のいずれにも「はい」がなく、第 群のみに「はい」がある時

現状では虐待・ネグレクトを理由に一時保護するに足りる情報は得られていない。

しかし、虐待・ネグレクトの発生につながる家族内外のリスク要因はあるので、家族への継続的・総合的援助が必要。

表2および図2は、一時保護の必要性をできるだけ客観的に判断するための補助的な道具として用いられるべきものであり、機械的に判断すべきではない。それぞれ、チェックが付いた項目について、基となった情報に戻り状況を十分に理解、分析することが的確な判断につながる。そして、表2および図2を参考にしつつ、児童相談所内で協議して一時保護の可否を判断し、決定する必要がある。

また、一時保護の可否をできる限りの確に判断するためには、できる限り幅広く情報を集め、総合的な判断をすることが重要である。仮に第 群から第 群で「はい」にチェックが付いた場合であっても、時間の許す限り、第 群までの項目を含めて情報収集に努めなければならない。しかし、一方で、緊急を要する状況なのに第 群までの情報がすべて集まっていないことを理由にして介入を遅らせるべきでもない。

たとえば、乳幼児が頭部に外傷を負って複数回目の入院をしたとすれば、表2の第 群と第 群、第 群に「はい」のチェックが記入されることになり、リスクアセスメントの結果としては、一時保護まで考える必要があ

る重大事態であるところを示唆している。しかし、少なくとも退院までの時間的な余裕があるので、その間、関係機関へ照会するなどして、子どもや家族の状況についての情報収集を継続し、よりの確な結論を出せるように努めるべきである。しかし、子どもが退院する時点で、保護者の生育歴に被虐待歴があるかどうか分からないなどリスクアセスメントが未完了だと言う理由で、判断を遅らせてはならない。

いずれにしても、リスクアセスメントをすることにより、情報収集を綿密に行うことと、速やかに判断することとのバランスについても、的確な判断が可能になるだろう。

図1 子ども虐待対応・アセスメントフローチャート

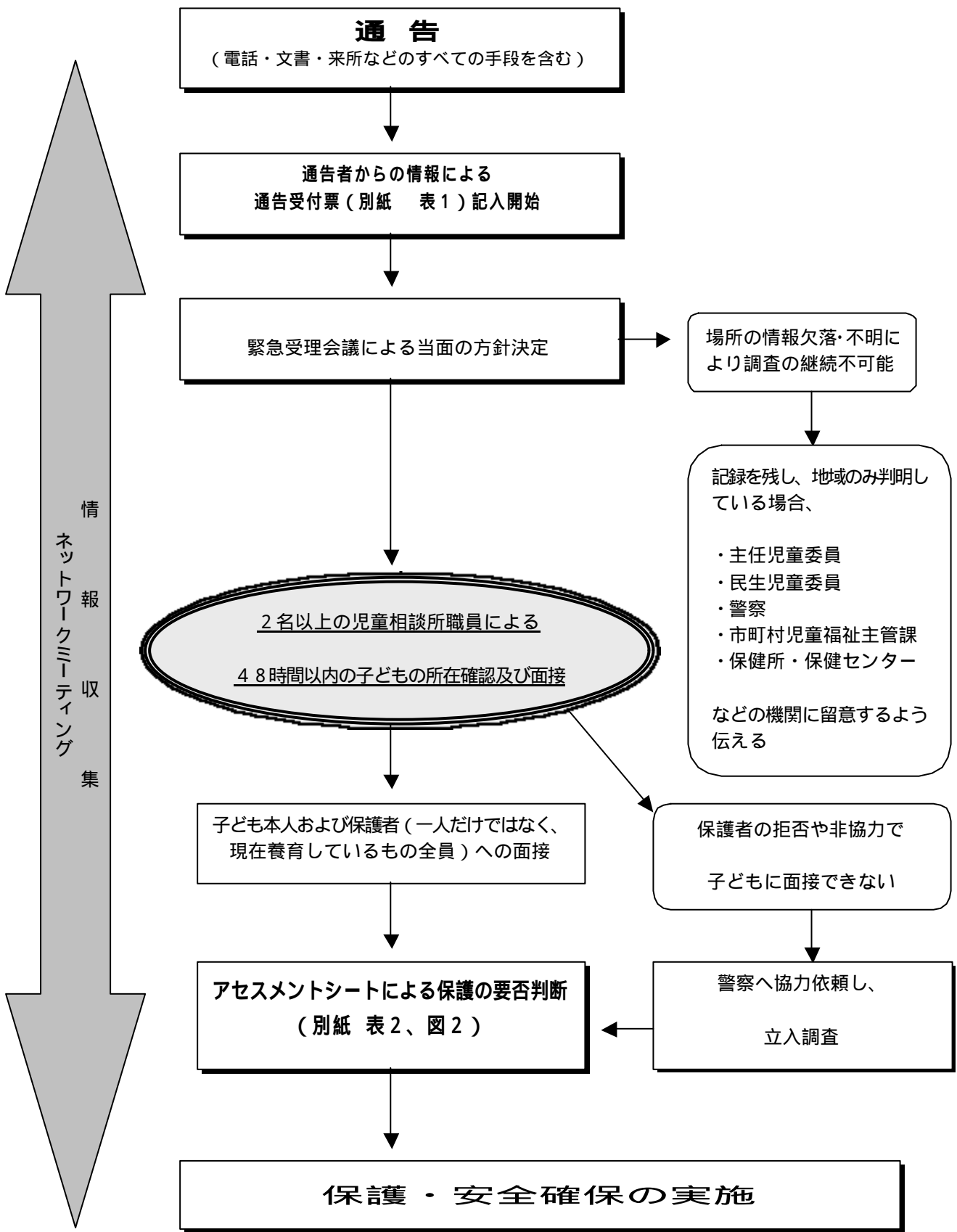


表1 虐待通告受付票

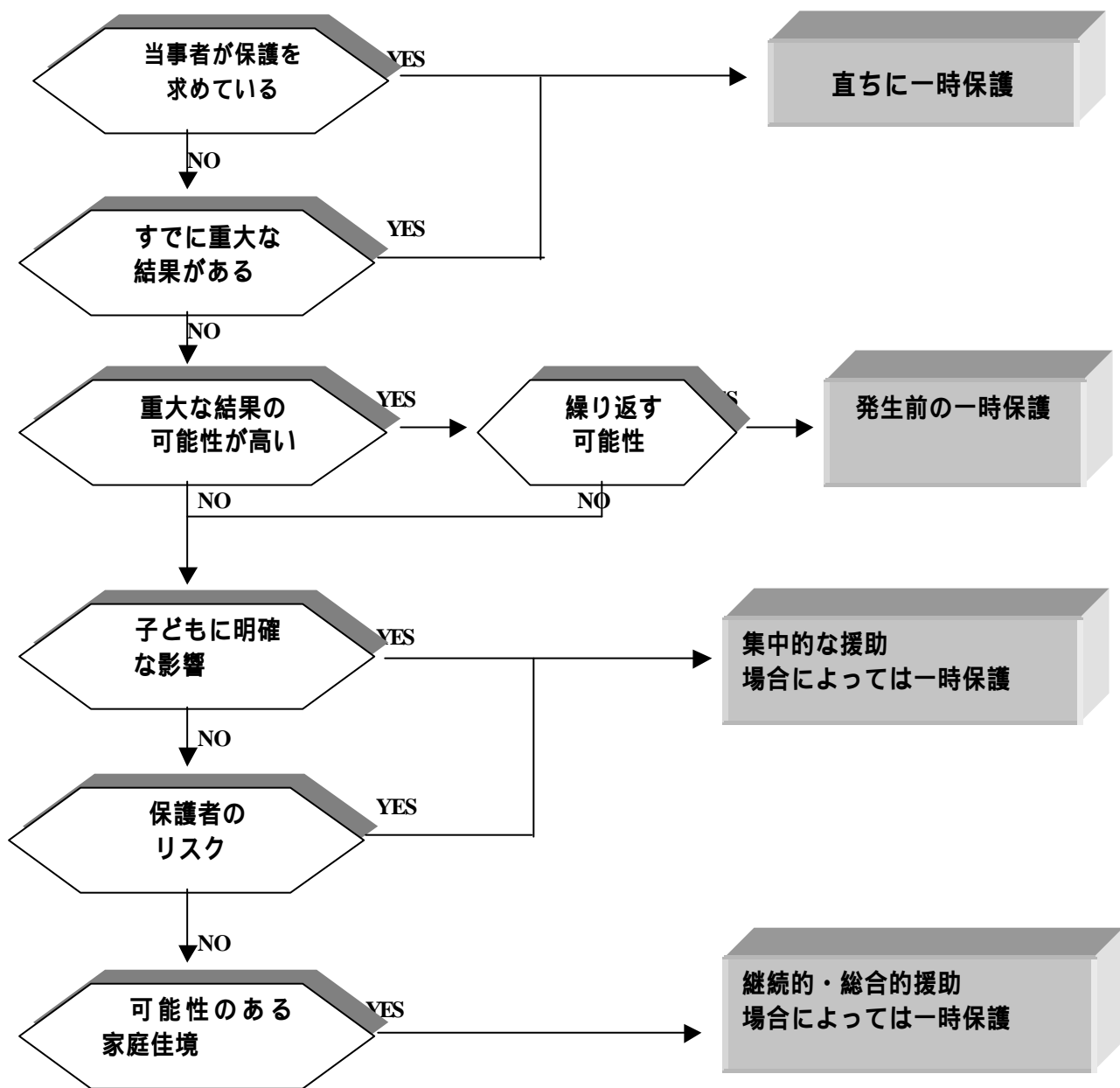
聴取者()

受理年月日	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分	
被虐待児童	ふりがな氏名	
	生年月日	昭和・平成 年 月 生(歳) 男・女
	住 所	
	就学状況	未就学 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名()
保護者	ふりがな氏名	
	職 業	
	続柄年齢	子どもとの続柄()年齢(歳)
	住居状況	独立家屋・集合住宅()階 鉄筋・木造
虐待内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふうに 	
虐待の種類	(主 従 : 身体的 / 性的 / ネグレクト / 心理的)	
子どもの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の居場所: ・保育所等通園の状況: 	
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家族内の協力者 () ・家族以外の協力者() ・きょうだいの有無 ・同居家族 	
情報源と保護者の了解	<ul style="list-style-type: none"> ・通告者は 実際に目撃している ・ 悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者()から聞いた ・保護者は この通告を(承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない) 	
通告者	氏 名	
	住 所	電話
	関 係	家族・近隣・学校保育・病院・保健所・福祉事務所・児童委員
	通告意図	子どもの保護・調査・相談
	調査協力	調査協力(諾・否) 当所からの連絡 (諾・否)
通告者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所で実態把握する ・その他() 	
所長決裁	年 月 日 児童相談所長	

表2 一時保護決定に向けてのアセスメントシート

当事者が保護・救援を求めている？	はい	いいえ
子ども自身が保護・救済を求めている 保護者が、子どもの保護を求めている		* 情報 *
すでに虐待により重大な結果が生じている？	はい	いいえ
性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠） 外傷（外傷の種類と箇所： ネグレクト 例：栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、（		
次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？	はい	いいえ
乳幼児 生命に危険な行為 例：頭部打撃、顔面打撃、首絞め、シキガ、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、（ 性的行為にいたらない性的虐待（		
虐待が繰り返される可能性が高い？	はい	いいえ
（ 新 旧 混 在 し た 傷 、 入 院 歴 、 過去の介入 例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、（ 保護者に虐待の認識・自覚なし 保護者の精神的な不安定さ、判断力の衰弱		
虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？	はい	いいえ
保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、（ 面接場面でのようす 例：無表情、表情が暗い、鬱的、からだの緊張、過度の対応を求め、（ 虐待に起因する身体的症状 例：発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪、脱毛、（		
保護者に虐待につながるリスク要因がある？	はい	いいえ
子どもへの拒否的感情・態度 例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない出産、（ 精神状態の問題 例：鬱的、精神症状、妊娠・出産のストレス、育児ノイゼ、（ 性格の問題 例：衝動的、攻撃的、未熟性、（ アルコール・薬物等の問題 例：現在常用している、過去に経験がある、（ 児相等からの援助に対して拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない 家族・同居者間での暴力 日常的に子どもを守れる人がいない		
虐待の発生につながる可能性のある家庭環境	はい	いいえ
虐待によるのではない子どもの障害・疾病等 例：発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、（ 子どもの問題行動 例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、（		
保護者の生育歴 例：被虐待歴、愛されなかった思い、（ 養育の態度・知識の問題 例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、（ 夫婦不和等家庭内の問題 例：夫婦不和、別居、家出、協力的でない、（ 経済問題 例：生活苦、失業、転職、計画性欠如、多額のローン、（ 生活環境の問題 例：不適当な住環境、不衛生、乱雑な室内、不自然な転居歴（ 親族との関わり 例：孤立、親族との不和、親族過干渉（ 近隣との関わり 例：孤立、トラブル、（ 保護者・家庭への援助者 例：なし、拒否、（		

図2 一時保護決定に向けてのフローチャート



【解説】

- A. のいずれかで「はい」がある時
直ちに一時保護の必要性がある
- B. に該当項目がありかつにも該当項目があるとき
次の虐待が発生しないうちに保護する必要性がある
- C. ~ いずれにも該当項目がないが のいずれかで「はい」がある場合
表面化していなくても深刻な虐待が起きている可能性
あるいは虐待が深刻化する可能性
虐待リスクを低減するための集中的援助。その見通しによっては一時保護が必要
- D. A~Cのいずれにも該当がなく、 のみに「はい」がある場合
家族への継続的・総合的援助が必要。場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討する

カナダ国オンタリオ州資料の翻訳と解説

また、既に翻訳したカナダ国オンタリオ州政府コミュニティ・ソーシャル・サービス省が作成した Risk Assessment Model for Child Protection in Ontario と Eligibility Spectrum が改訂され、新たな関連資料を翻訳した。これは、カトリック CAS (カトリック子ども保護援助協会) がかかわっていたにも関わらず親の虐待を原因に子どもが死亡し、ソーシャルワーカーが職務怠慢で逮捕された事件が契機となっている。

公的にインクエストが行われ、サービス供給システムにどのような問題があったかが審査され、オンタリオ州子ども家庭サービス法が 1999 年に改訂された。同時に、1997 年 10 月に作成された。概要は以下の通りである。

このトレーニング・プログラムは、法改正案の提出、1997年に導入したリスク・アセスメント・モデルの変更、そして1998年9月にすべての子ども保護援助協会にモデルの使用と基準の履行を命じたことから子ども家庭サービス改正法(以下 CFS 改正法)案、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル: 1999年度改訂版および子ども保護ケースのための新基準が改訂され、それに伴い新規の子ども保護サービス規定の必要条件に関する情報を提供するものとして開発されたものである。カリキュラムは公認の専門スタッフが使用することを目的として、コミュニティ・社会サービス省(以下 CSS 省)が開発している。

このハンドアウトは、現行の子ども保護サービス規定の必要条件の変更に合わせて作成したカリキュラムを補足する冊子である。研修を重ねた結果から、このハンドアウトは現行のオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの必要条件および現行の子ども虐待ケースの調査・運営

基準改訂版の基礎知識を基に作成された。

改訂の背景

1997年、以下のような多数の要因が集中的に働き、CSS 省は、あらゆる子ども保護ケースに対して期待される最小限のサービス項目を明示する必要があることが明らかになった。

子どもの死亡に関する特別調査団

CAS のサービスを受けている最中に死亡した子どもに関する一連のインクエスト

CSS 省ファイルの再検討

CSS 省の実施義務の再検討

CSS 省は、子ども福祉改革の達成に向けて着実に前進することにより、オンタリオ州の子ども保護の改善を目指し、様々な方策を実施している。

1. オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル

CSS 省は、すべての CAS に対し、1998年9月以降オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルを使用するよう命じた。

CSS 省は、リスク・アセスメント・モデルの履行状況を注意深く監視し、その間ずっと省職員、子ども保護援助協会のスタッフ、子ども保護援助協会連合会、オンタリオ州先住民子ども家庭サービス協会に対し情報を求めた。さらに、同省は、すでに完了しているリスク・アセスメント・モデルの第一次実施結果と訓練の評価も発注済みである。こうして得られた情報と、CSS 省による総括的分析によりオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの改訂版が作成されることとなった。

改訂版は、モデルの実施手続きの上の特定の側面に関していっそうの明確さが必要とな

っている状況を満たし、これまでに生じた問題点や疑問に答え、子どもたちの生活に関連して困難な決定を下さなければならない立場にある。子ども保護に携わる人たちをさらに支援するものとなっている。しかも、この改訂版は、5月に議会で可決された1999年度版子ども家庭サービス改正法（子ども福祉改革）の規定も反映している。ただし、この改正法はまだ公布されておらず、従っていまだに強制力をもたないということを銘記しておくべきである。公布の日程さえまだ決まっていないのである。

2. 子ども保護ケースのための新基準

現行の CFS 法 下での 子ども虐待ケースに関する CSS 省調査基準改訂版 にとってかわるものとして、CSS 省が開発した すべての子ども保護ケースのための新基準 は、虐待ケースだけでなく、あらゆる子ども保護ケースに対する同省の最低限の期待事項を設定することになる。

1998年4月に、CSS 省は子ども保護ケースのための新基準の開発を目指してワーク・グループを発足させた。このワーク・グループは、子ども保護援助協会、オンタリオ州子ども保護援助協会連合会、同省プログラム・スーパーバイザー、ならびに協力スタッフの代表者で構成され、同省管理支援および子どもサービス局が協同議長を務めた。

子ども保護のための新基準は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルと統合、一本化されている。

3. CFS 改正法

1997年11月14日、CSS 省は、メアリー・ジェーン・ハットン判事を議長とする専門家委員団（Panel of Experts）に対し、子ども家庭サービス法を見直し、以下の問題点について検討するよう要請した。

- 改正案の条項は、子ども保護と家族の維持（ファミリー・プリザーベーション）

のバランスを正当に規定しているか。

- 本法律は「保護を要する子ども」の尊重について明解に規定しているか。
- 子どもが虐待・ネグレクトからの保護を要することの立証責任は、適正な水準に達しているか。
- 本法律は正しく解釈されているか、そして、例えば、インターク、サービスのタイプ、法廷手続き、子どもの安定かつ長期のプレースメント等、重大な決定項目に、正しく適用されているか。
- 本法律は、様々なサービス部門の役割や責任を、明確に規定しているか。

委員団の構成は以下のとおり：メアリー・ジェーン・ハットン判事、grant・キャンベル高等法院裁判官、ヘクター・コラントーニ調査官、リック・フェロン（学校長）、ダーク・ファイヤー（検死官・外科医、子ども病院放射線検査チーム）、ハリエット・マクミラン（小児科医、小児精神科医）、ニコ・トラコメ博士（トロント大学大学院ソーシャルワーク学部助教授）、テレサ・ジョンソン・オーティズ（ソーシャルワーカー、里親）

委員団の報告書は1998年3月に完成した。この報告書およびインクエストの勧告を受けて、オンタリオ州政府は、1999年度版子ども家庭サービス法（子ども福祉改革）を提出し、オンタリオ州議会は、1999年5月、これを可決した。この改正法はまだ公布されておらず、従っていまだに効力を発揮していない。公布の日取りは未定である。

4. 各 CAS にリンクした子ども保護の新しい情報データベース

CSS 省は子ども福祉の包括的情報システムを開発した。これは全 CAS（子ども保護援助協会）、CSS 省、子ども保護援助協会連合会（OACAS）、オンタリオ州先住民子ども家庭サービス協会（ANCFSO）を通信回線でつなぐこととなる。子ども保護通信情報シス

テム (FITIS - The Child Protection Fast-Track Information System) は現在、フル稼働に向けて準備中で、包括的子ども福祉情報システムは、2 , 3 年の内に完成の予定である。

FTIS は、現在オンタリオ州内のCAS の保護を受けている、あるいは過去10年以内に保護サービスのケースを終結したすべての子どもと家族の、コンピューターによる極秘探索システムである。これにより、ワーカーは、担当するクライアントが現在、オンタリオ州内のCAS から保護サービスを受けているか、あるいは過去10年間に受けたことがあるか、また、オンタリオ州子ども虐待登録にリストアップされているか、オンタリオ州またはその他の行政区から子ども保護非常待機の対象とされている、などの情報を入手できるのである。

5. 財源の増大および新財源の枠組み

1989年12月、CSS 省は子ども保護援助協会の資金調達の新しい方策を発表した、これは、公平で、作業量とサービス受容量に見合ったもので、その枠組みは、3年以上の期間をかけて漸次導入されることになっている。

CSS 省はさらに、子ども保護援助協会に対し、3年間で総額1億7000万ドルの追加資金を財源の枠内で提供しており、これは、子ども保護専門スタッフの新規雇用、訓練の改善、養子縁組の活性化などに使われる。この追加資金は、同省が1997年から98年にかけて、スタッフの増員、訓練、新しいデータベース支援のために投入した1500万ドルに上乗せされるものである。

6. 能力開発プロジェクト

CSS 省は、すべての新規採用の子ども保護専門スタッフ、ベテランのワーカーやスーパーバイザーのための新しい研修プログラムを

開発中である。この2年間に我々は、子ども保護のための新しい研修を実施するために年間270万ドルの追加予算を計上した。これで、CAS の活動を支える研修費用を倍増することとなった。これらの財源からオンタリオ州子ども保護のための新しい研修事業に年間約200万ドルが使われる。その支出の内訳は地方機関の非保護活動および管理部門の専任スタッフの研修やその他の専門分野の開発である。また、新年度に予定している新しい事業に、新規雇用のワーカーが子ども保護の公認ワーカーとして認可される前に最低レベルのコンピテンスを体得する支援プログラムを提供するプログラムとスーパーバイザーやベテラン・ワーカーのスキルや専門技術をさらに向上させる機会を提供するプログラムがある。

D 今後の課題

本研究では、通告への対応、子どもの一時保護の要否判定を行う際に役立つリスクアセスメント・モデルの策定に絞った。しかも、新任の児童福祉司が使うような平易なものになっている。だが、これは、あくまでモデルであり、このモデルのみに頼るのではなく、このモデルを基盤に、児童福祉司のソーシャルワーク実践の力量をたかめるための研修が必要不可欠であると考ええる。

さらに、オンタリオ州のモデルでも明確なように、法律等に基づいた行動や判断の根拠の整備が必要不可欠である。その整備の際には、今回翻訳した関連資料が大変参考になると考える。

研究自体は今年度で終了するが今後もこのリスクアセスメント・モデルの研究をさらに進めたい。

本報告は、以下のメンバーによって実施された。

研究班メンバー

- 庄司 順一（青山学院大学）
才村 純（日本子ども家庭総合研究所）
加藤 純（日本ルーテル学院大学）
谷口 和加子（日本子ども家庭総合研究所）
山本 真実（日本子ども家庭総合研究所）
栗原 直樹（埼玉県中央児童相談所）
中谷 茂一（聖学院大学）
澁谷 昌史（上智社会福祉専門学校）
荒川 裕子（日本子ども家庭総合研究所）
阿部 優美子（日本子ども家庭総合研究所）
加藤 曜子（大阪成蹊女子短期大学）
芝野 松次郎（関西学院大学）
奥山 眞紀子（埼玉県立小児保健センター）
田中島 晁子（東京都児童相談センター）
青葉 紘宇（東京都足立児童相談所）
農野 寛治（神戸常盤短期大学）
村田 一昭（川崎市中央児童相談所）
田中 千景（川崎市南部児童相談所）
浜田 尚樹（神奈川県中央児童相談所）
浜田 和幸（神奈川県中央児童相談所）
安部 計彦（北九州市児童相談所）
西澤 哲（日本社会事業大学）
友川 礼（日本社会事業大学大学院）
山屋 春恵（日本社会事業大学大学院）
森 茂樹（聖クリストファー看護大学）
萩原 絹代（フリーライター）
- ## オブザーバー
- 森 望（厚生省児童家庭局）
前橋 信和（厚生省児童家庭局）

カリキュラム・ハンドアウト

- ・ オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版
- ・ 子ども保護ケースのための新基準

トレーニング・ノート

(サービスプロバイダー用参照冊子)

オンタリオ州政府
コミュニティ・社会サービス省

1999年9月21日 起草

CURRICULUM HANDOUT

- ・ RISK ASSESSMENT MODEL FOR CHILD PROTECTION IN ONTARIO: revised 1999
- ・ NEW STANDARDS FOR CHILD PROTECTION CASES

~~~~~

## TRAINING NOTES

Ministry of Community and Social Services  
Government of Ontario

Created: September 21



# 目 次

謝辞

1 . 序

2 . オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：  
1999年度改訂版

|       |                                          |
|-------|------------------------------------------|
| セクション | サービス開始要件および対応時間の決定                       |
| セクション | 保護の調査                                    |
| セクション | リスク・アセスメントおよびその他の子ども保護関連事項<br>のアセスメント    |
| セクション | サービス計画                                   |
| セクション | すでに開始されているサービス要件、アセスメントおよび<br>サービス計画の再審査 |
| セクション | 補足基準                                     |

## 謝 辞

このトレーニング・プログラムは、法改正案の提出、1997年に導入したリスク・アセスメント・モデルの変更、そして1998年9月にすべての子ども保護援助協会にモデルの使用と基準の履行を命じたことから子ども家庭サービス改正法(以下CFS改正法)案、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版および子ども保護ケースのための新基準が改訂され、それに伴い新規の子ども保護サービス規定の必要条件に関する情報を提供するものとして開発された。カリキュラムは公認の専門スタッフが使用することを目的として、コミュニティ・社会サービス省(以下CSS省)が開発した。

CFS法の解釈をしているセクションは、ロビン。ボグル弁護士とCSS省子どもサービス局の政策アナリスト、ルイズ・バリーが執筆した。

CSS省は、カリキュラムの開発に貢献した以下の人々に感謝を捧げる。

- インプット作業およびカリキュラムをテンプレートしたオンタリオ州子ども保護援助協会連合会および地域別トレーニング・コーディネーター
- 研修指導者のための研修会で多くの助言をした研修指導者

|                    |                        |                    |
|--------------------|------------------------|--------------------|
| Linda Goldie       | Marty Rutledge         | Sheri Makarczuk    |
| Silva Sawula       | Rocco Gizzarelli       | Bonita Majonis     |
| Lori Roulston      | Phyllis Lovell         | Len Kushnier       |
| Meg Lewis          | Barb Hancock           | Jennie Campbell    |
| Stephen Goig       | Bruce Burbank          | Christian Hackbush |
| Alison Scott       | Maureen Hill           | Melissa Gameau     |
| Anne Marie Culp    | Mary Ballantyne        | Heather Henderson  |
| Jean-Claude Seguin | Donald Humphries       | Domenic Gratta     |
| Tom Boyle          | Linda Braithwaite      | Brigitte Wentlandt |
| Greg Maslen        | Kallie Boudreau        | Ingrid Hauth       |
| Francey Mckenzie   | Hanna Gavendo          | Francine Cantin    |
| Treena Cook        | Paul Hamilton          | Sandre May         |
| Carol Wysocki      | Joan Allison           | Lisa Benrubi       |
| Karen Wright       | Sheryl Cohen-Schechter | Ruth Harper        |
| Susan Carmichael   | Donna Lennon           | Karen Kartusch     |
| Gena Wonfor-Keast  |                        |                    |

- CSS省子ども福祉改革履行促進ワーキング・グループのメンバーで、研修指導者のための研修会の助言者

|                  |               |             |
|------------------|---------------|-------------|
| Michael Valcourt | Larry Elliott | Pat Banning |
| John McAdam      | Michelle Burd | Helen Lowe  |
| Sandra Frampton  | Rob Richards  | Alia Hogben |
| Larry Himmelman  | Norah Dougan  |             |

## 序

このハンドアウトは、現行の子ども保護サービス規定の必要条件の変更に合わせて作成したカリキュラムを補足する冊子である。研修を重ねた結果から、このハンドアウトは現行のオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの必要条件および現行の子ども虐待ケースの調査・運営基準改訂版の基礎知識を基に作成された。

## 背景

### コンテキスト

1997年、以下のような多数の要因が集中的に働き、CSS 省は、あらゆる子ども保護ケースに対して期待される最小限のサービス項目を明示する必要があることが明らかになった。

- 子どもの死亡に関する特別調査団
- CAS のサービスを受けている最中に死亡した子どもに関する一連のインクエスト
- CSS 省ファイルの再検討
- CSS 省の実施義務の再検討

CSS 省は、子ども福祉改革の達成に向けて着実に前進することにより、オンタリオ州の子ども保護の改善を目指し、様々な方策を実施している。

### A. オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル

CSS 省は、すべての CAS に対し、1998年9月以降オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルを使用するよう命じた。

CSS 省は、リスク・アセスメント・モデルの履行状況を注意深く監視し、その間ずっと省職員、子ども保護援助協会のスタッフ、子ども保護援助協会連合会、オンタリオ州先住民子ども家庭サービス協会に対し情報を求めた。さらに、同省は、すでに完了しているリスク・アセスメント・モデルの第一次実施結果と訓練の評価も発注済みである。こうして得られた情報と、CSS 省による総括的分析によりオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの改訂版が作成されることとなった。

改訂版は、モデルの実施手続きの上の特定の側面に関していっそうの明確さが必要となっている状況を満たし、これまでに生じた問題点や疑問に応え、子どもたちの生活に関連して困難な決定を下さなければならない立場にある。子ども保護に携わる人たちをさらに支援するものとなっている。しかも、この改訂版は、5月に議会で可決された1999年度

版子ども家庭サービス改正法（子ども福祉改革）の規定も反映している。ただし、この改正法はまだ公布されておらず、従っていまだに強制力をもたないということを銘記しておくべきである。公布の日程さえまだ決まっていないのである。

## B. 子ども保護ケースのための新基準

現行のCFS法の下での子ども虐待ケースに関するCSS省調査基準改訂版にとってかわるものとして、CSS省が開発したすべての子ども保護ケースのための新基準は、虐待ケースだけでなく、あらゆる子ども保護ケースに対する同省の最低限の期待事項を設定することになる。

1998年4月に、CSS省は子ども保護ケースのための新基準の開発を目指してワーク・グループを発足させた。このワーク・グループは、子ども保護援助協会、オンタリオ州子ども保護援助協会連合会、同省プログラム・スーパーバイザー、ならびに協力スタッフの代表者で構成され、同省管理支援および子どもサービス局が協同議長を務めた。

子ども保護のための新基準は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルと統合、一本化されている。

## C. CFS 改正法

1997年11月14日、CSS省は、メアリー・ジェーン・ハットン判事を議長とする専門家委員団（Panel of Experts）に対し、子ども家庭サービス法を見直し、以下の問題点について検討するよう要請した。

- 改正案の条項は、子ども保護と家族の維持（ファミリー・プリザーベーション）のバランスを正当に規定しているか。
- 本法律は「保護を要する子ども」の尊重について明解に規定しているか。
- 子どもが虐待またはネグレクトからの保護を要することの立証責任は、適正な水準に達しているか。
- 本法律は正しく解釈されているか、そして、例えば、インテーク、サービスのタイプ、法廷手続き、子どもの安定かつ長期のプレースメント等、重大な決定項目に、正しく適用されているか。
- 本法律は、様々なサービス部門の役割や責任を、明確に規定しているか。

委員団の構成は以下のとおり：メアリー・ジェーン・ハットン判事、グラント・キャンベル高等法院裁判官、ヘクター・コラントーニ調査官、リック・フェロン（学校長）、ダーク・フイヤー（検死官・外科医、子ども病院放射線検査チーム）、ハリエット・マクミラン（小

児科医、小児精神科医)、ニコ・トラコメ博士(トロント大学大学院ソーシャルワーク学部  
助教授)、テレサ・ジョンソン・オーティズ(ソーシャルワーカー、里親)

委員団の報告書は1998年3月に完成した。この報告書およびインクエストの勧告を受け、  
オンタリオ州政府は、1999年度版子ども家庭サービス法(子ども福祉改革)を  
提出し、オンタリオ州議会は、1999年5月、これを可決した。この改正法はまだ公布  
されておらず、従っていまだに効力を発揮していない。公布の日取りは未定である。

#### D. 各CASにリンクした子ども保護の新しい情報データベース

CSS省は子ども福祉の包括的情報システムを開発した。これは全CAS(子ども保護援助  
協会)、CSS省、子ども保護援助協会連合会(OACAS)、オンタリオ州先住民子ども家庭  
サービス協会(ANCFSO)を通信回線でつなぐこととなる。子ども保護通信情報システム  
(FITIS-The Child Protection Fast-Track Information System)は現在、フル稼働  
に向けて準備中で、包括的子ども福祉情報システムは、2、3年の内に完成の予定である。

FITISは、現在オンタリオ州内のCASの保護を受けている、あるいは過去10年以内に保  
護サービスのケースを終結したすべての子どもと家族の、コンピューターによる極秘探索  
システムである。これにより、ワーカーは、担当するクライアントが現在、オンタリオ州  
内のCASから保護サービスを受けているか、あるいは過去10年間に受けたことがある  
か、また、オンタリオ州子ども虐待登録にリストアップされているか、オンタリオ州また  
はその他の行政区から子ども保護非常待機の対象とされている、などの情報を入手できる  
のである。

#### E. 財源の増大および新財源の枠組み

1989年12月、CSS省は子ども保護援助協会の資金調達の新しい方策を発表した、こ  
れは、公平で、作業量とサービス受容量に見合ったもので、その枠組みは、3年以上の期  
間をかけて漸次導入されることになっている。

CSS省はさらに、子ども保護援助協会に対し、3年間で総額1億7000万ドルの追加資  
金を財源の枠内で提供しており、これは、子ども保護専門スタッフの新規雇用、訓練の改  
善、養子縁組の活性化などに使われる。この追加資金は、同省が1997年から98年  
にかけて、スタッフの増員、訓練、新しいデータベース支援のために投入した1500万ド  
ルに上乗せされるものである。

#### F. 能力開発プロジェクト

CSS省は、すべての新規採用の子ども保護専門スタッフ、ベテランのワーカーやスーパ  
バイザーのための新しい研修プログラムを開発中である。この2年間に我々は、子ども保  
護のための新しい研修を実施するために年間270万ドルの追加予算を計上した。これで、  
CASの活動を支える研修費用を倍増することとなった。これらの財源からオンタリオ州

子ども保護のための新しい研修事業に年間約200万ドルが使われる。その支出の内訳は地方機関の非保護活動および管理部門の専任スタッフの研修やその他の専門分野の開発である。また、新年度に予定している新しい事業に、新規雇用のワーカーが子ども保護の公認ワーカーとして認可される前に最低レベルのコンピテンスを体得する支援プログラムを提供するプログラムとスーパーバイザーやベテラン・ワーカーのスキルや専門技術をさらに向上させる機会を提供するプログラムがある。

# 1 . オンタリオ州における子ども保護のための リスク・アセスメント・モデルおよび 子ども保護ケースの新基準

カリキュラムの内容は、リスク判定と基準を記した以下のセクションに分かれている。

## セクション サービス要件と対応時間の決定

- ・ リスク判定 # 1 そのケースは子ども保護サービスのサービス要件の必要条件を満たしているか？
- ・ リスク判定 # 2 いつまでに対応しなければならないのか？

## セクション 保護調査

- ・ リスク判定 # 3 子どもは、安全か？
- ・ リスク判定 # 4 保護の必要性は確認されたか？
- ・ リスク判定 # 5 子どもは保護を必要としているか？

## セクション リスク・アセスメントおよびその他の子ども保護関連事項のアセスメント

- ・ リスク判定 # 6 子どもに将来虐待・ネグレクトが起きるリスクはあるか？
- ・ リスク判定 # 7 - その他の子ども保護関連事項のアセスメント

## セクション サービス計画

- ・ リスク判定 # 8 子どもと家族が必要とするサービス計画とは？

## セクション すでに開始されている子ども保護サービス、アセスメント、サービス計画のサービス要件の再審査

- ・ リスク判定 # 9 - そのケースは、子ども保護サービスを継続するに見合うサービス要件を満たしているか？
- ・ リスク判定 # 10 アセスメントに変更があったか？
- ・ リスク判定 # 11 サービス計画を修正すべきか；

## セクション 補足基準

## 子ども保護ケースのための新基準

CSS 省は、現行の CFS 法の下での子ども虐待に関する CSS 省の調査基準改訂版 によってかわって開発した新版、すべての子ども保護ケースのための新基準 が、子ども福祉改革のもうひとつの重要な構成要因であると認識している。現行基準は、同省のサービスの最低限の期待事項を子ども虐待ケースだけに限り、すべての子ども保護ケースについては言及していない。

1998年4月、CSS 省は子ども保護ケースのための新基準の開発を目指してワーク・グループを発足させた。ワーク・グループは、子ども保護援助協会、オンタリオ州子ども保護援助協会連合会、同省のプログラム・スーパーバイザー、ならびに協カスタッフの代表者で構成され、同省管理支援および子どもサービス局が協同議長を務めた。

子ども保護ケースのための新基準は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルと統合、一体化されている。

以下は、新基準とオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル改訂版の開発研修会で指摘された主な問題点である。

### 1. 開発の透明性と CAS, OACAS, ANCF SO から投入される情報の重要性

CSS 省は、リスク・アセスメント・モデルと基準の改訂にあたって、作業の透明性を保証した。新基準を完成する前にいくつかの草案をすべての子ども保護援助協会に送付し、そのフィードバックを依頼した。同様に、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル改訂版の開発においても以下のグループに再考察を依頼した。

- テクニカル・アドバイサリー・グループ（技術的助言グループ） オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル1997年度版の開発を行った時に CSS 省に助言を与えた
- 新基準の開発ワーク・グループ（子ども保護援助協会、OACAS, CSS 省）。このワーク・グループは、CSS 省に対して「最善の実践」と日常の現実に最良のバランスが保たれているかについての助言を提供した。
- アーノルド・ラブ博士（顧問、リスク・アセスメント・モデルの構成について CSS 省に助言を与えた）
- 「共通記録簿」の改訂を行った委員会

このような過程を経て同省は、上記の各グループやその他の（CSS 省のスタッフ、OACAS, ANCF SO 等）グループから重要な情報を得た。



これらの議論が、多くの改正案を原文に盛り込むことになった。

## **2．子ども虐待ケースのための CSS 省調査・運営基準とガイドラインにとってかわった新基準**

新基準は、子ども虐待ケースのための CSS 省調査・運営基準とガイドラインにとってかわったものである。子ども保護専門スタッフは新基準の履行令が執行されるまでは、現行の基準を使用するものとする。

## **3．新基準は虐待だけではなく、すべての保護ケースに適用される**

新基準の履行令が執行される日から、新基準は虐待ケースだけではなくすべての保護ケースに適用され、以降、現行の基準およびガイドラインは適用されない。

1997年に多数の要因が集中的に働き、すべての子ども保護ケースに適用できるサービスの必要条件の開発が必要であるという結論にいたった。そのなかでも、子どもの死亡に関する特別調査団の活動および CAS の保護下で子どもを死においやったコロナー事件のインクレストが大きな要因であった。特別調査団（死亡時に CAS のサービスを受けていた100人以上の子どもの死亡）の調査とインクレストの勧告の双方は、非虐待ケースにも適用する子ども保護サービス規定に明確な必要条件を設置する重要性を立証した。これらの子どもの死亡のほとんどは、虐待ケースとして扱われなかったケースに起きた事件であった。

リスク・アセスメント・モデルの導入が第一歩であったならば、その後の経過が1998年の新基準の開発に引き継がれた。

## **4．主要な判断には、ワーカーとスーパーバイザーの協議が重要である**

リスク・アセスメント・モデルと新基準では、子ども保護において決定的な判断を下す際に協同責任があることを強調しており、特にワーカーとスーパーバイザーが決定前の協議を共に行う重要性を明記している。

## **5．最善の実践と日常の現実にバランスが保たれているか**

リスク・アセスメント・モデル改訂版と新基準に対する見解は、一貫している。必要条件に関しても、多くの支持を得ており、明瞭性も強調されている。また、子ども保護に専任する作業量についても問題が一本化されている。従って、CSS 省やオンタリオ州の多くの子ども保護の専門家は、最善の実践と日常の現実におけるバランスはうまく保たれているものと確信している。

CSS 省は、この履行について引き続き注意深い監視を行う。リスク・アセスメント・モデ

ルが開発され履行にいたる間、同省は、首尾一貫して子ども保護の現場からの情報を収集しその活用に責任を負い、今後もそれを継承することを示してきた。

#### 6. いまだ、実施に至らない財源の枠組み

財源の枠組みは、いまだ実施するに至っていない。よって、ベンチマーク（コンピューターによる比較評価）を使って、3年の期間をかけて全体的な実施状況を注意深く再検討する予定である。

## CFS 法、法規、基準、リスク・アセスメント・モデルの構成要素の相違点に関する主要課題

**法律 (CFS 法):** CFS 法は、法全体の方針を明示し、サービスの提供に関する政令および範囲を明示する法令条件を規定する。

**法規:** 法規は、運営および手続き事項を明確に記述し、必要に応じて法律の規定に効力を発する。法規は、最低限の期待事項を制定し、制定法によって強制力を有す。監視計画または順守できない結果については法規に従って履行される。

**基準:** 基準は、特定な事業域を管理、評価する主要な専任者の情報を基に CSS 省が開発した方針である。基準は強制力を有し、特定の事業域について必要条件を順守する最低レベルの作業実施を制定する。

子ども保護ケースのための基準は、協会がスタッフの作業を監視する評価方法を容易にすると同様に CSS 省が協会の事業実施の状況を監視するためにも役立つという点について明記している。

### オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル 1999 年度

**改訂版:** リスク・アセスメント・モデルは、法律または CFS 法、子ども保護ケースのための基準（現行の子ども虐待基準にとってかわる）を支援する必要条件および追加の注釈に関する参照文が含まれている。

**基準を支援する必要条件:** 基準を履行するにあたって要請される実践行為について記述している。これらの必要条件も強制力を有し、順守に対する再審査は、各 CAS で毎年行われる子ども保護の再審査に関する審査会（現行のクラウン・ワード再審査）に組み入れられる。

過去において、CSS 省は「基準を支援する必要条件」の提供はしていない。

**注釈:** 注釈は、基準および / または基準を支援する必要条件をさらに進めた解釈を提供している。注釈には、最善の実践をいかに実施するかといった情報が提供されているが、これらに強制力はない。

注：法規はまだ承認および公報に発表されていないために、現行の原文には法規に関する参考文献は特記されていない。法規は草案済みで、それには子ども保護ケースのための基準に含まれる主要な必要条件が要約されている。改正法がひとたび公布されたならば、法規は公報に発表され、子ども保護ケースのための法規として、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル 1999 年度改訂版の最終原本に入稿される。

## 旧版、CFS 法の下での子ども虐待ケースに関する調査・運営のための CSS 省の基準とガイドラインと新基準との比較検討

すべての子ども保護ケースのための新基準は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版が設定した各リスク判定の項目に統合されており、トレーニング・ノートにはさらに詳細な説明が記述されている。

以下の表は、新旧の基準の主な変更を記している。

### 子ども保護ケースのための新基準と現行基準の主要変更の概要

| 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要条件を虐待ケースのみに限る</li> <li>• 記録文書は単独</li> <li>• 監督介入の要請は必要時のみ</li> <li>• サービス要件に関する決定を支える道具はない</li> <li>• その他の CAS との接触 / または連携を確認する要請がない</li> <li>• サービス要件を監視する要請がない</li> <li>• 虐待の申し立てのあった子どもとの面接は、12時間以内に行う、すべての非虐待ケース（例えば、ネグレクト）の子どもとは、21日以内とする</li> <li>• 事前のアセスメント / 事前の計画を要請するが特別な時間的枠組みは設けていない</li> <li>• すべての子どもと面接を行う、と要請する特別な記述はない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要条件是全ての子ども保護ケースに適用する</li> <li>• オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルに統合する</li> <li>• ワーカーとスーパーバイザーによる協議決定を重視する</li> <li>• サービス開始要件に準ずる</li> <li>• 事前の接触、連携を要請する</li> <li>• 照会 / 通告が不適格な決定には、CAS のスーパーバイザーによる四半期毎の再審査を要請する</li> <li>• ケースが「きわめて危険」と評定された子どもとの面接は、12時間以内に行う。その他のすべてのケースは、7日以内に行う</li> <li>• セーフティ・アセスメント / 計画は、第一回目の面接時に行う</li> <li>• すべての子どもと面接を行う、と要請する記述が明確に示されている</li> </ul> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 21日以内に調査を完了させる</li> <li>• 注釈に明記されたリスク・アセスメントを行う裁量は自由であり、標準化した書式はない</li> <li>• 一般的なアセスメントは調査の結果がでた時点で要請される(21日以内)</li> <li>• サービス計画は調査の終了時に要求される(21日以内)</li> <li>• 基準は、虐待ケースの終結について言及していない</li> <li>• アセスメントおよび計画の再審査は6ヶ月毎に行う</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 調査は30日以内に完了させなければならない、例外として60日を認める</li> <li>• 標準化されたリスク・アセスメントを30日以内に行い、重要なケースに関してはさらに6ヶ月毎のアセスメントを行う</li> <li>• その他の子ども保護関連事項のアセスメントは、標準化されたリスク・アセスメントを使用して完了すると要請している</li> <li>• サービスの計画は60日間に基準に合わせて作成する</li> <li>• 基準は、すべての子ども保護ケースを四半期毎に再審査することを要請し、もしその判定基準が(保護サービスのための要件が見あたらない)と評価された場合には、そのケースを終結するかもしくは30日以内に再分類をする</li> <li>• 特に重要なケースについては6ヶ月毎に、アセスメントを行う</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## セクション : サービス開始要件および対応時間の決定

子どもが保護を必要としている可能性がある照会 / 通告 / 情報の対応に、子ども保護専門ワーカーはリスク判定について、2つの重要な意志決定を行う：一つは、そのケースが子ども保護のためのサービス要件を開始すべきケースであるか、そうであるならば2つ目は、対応時間の最小時間はどのくらいあるかということである。

リスク判定 # 1 : このケースは子ども保護サービスの要件を満たしているか？

基準 # 1 : サービス開始要件

主要変更 :

概略 :

サービス開始要件は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルにおいて引き続き特別な役割を果たしている。他の多くの州がこの道具に興味を示した。この新基準は、最初のリスク・アセスメント・モデルに取り入れた必要条件を補強するもので、子ども保護サービスのためのサービス要件を開始するにあたって第一次、それに続く第二次決定を支持するものである。

(現行) 基準においては警察との協働に関する協定書についての言及はない。しかし、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版の序の項(頁)において、基準の予備情報として警察を含むその他のサービス分野との協定を開発あるいは維持する重要性を説いている。その中で、子ども保護に関する警察との協定書はただ単に CSS 省が求める(健康な赤ちゃん / 健康な子ども、女性に対する暴力、子どもの在宅プログラムとの)協定ではなく、またケース特有の要請でも、包含されるものでもないとしている。CSS 省は、協定書の開発を支持または奨励する意義がないと言っているのではない。それよりもむしろ、CAS の8年以上もの懸命な活動を検証した結果、これらの協定を警察と結ぶことが将来も子どもの最善の利益を保証するものであると確信している。実際、CSS 省は法務省との協同作業を先導してオンタリオ州全体の各司法関係機関が適用できる協定書のモデルを開発した。CAS の何人かの同僚は、この開発を手助けするために、作業グループに参加した。その結果、省間協同連絡機関を通じて1999年1月までに協定書のモデルを作成し配布する予定である。

### 1. 州内のデータベースを必ず探索すること

現在、子ども保護のデータベースは、どこの CAS においても稼働している。入力した各家族に関するデータベースを通じて、35のデータ・エレメントにトラックされている。最初、CSS 省は州のデータベースは、ワーカーが過去に他のどこかの CAS と接触があったか否かを確認するために使用するものとした。しかしながら、子どもの死亡に関する一

連のインクエストの勧告と特別調査団の強い要望で事前に接触があったか否かの確認作業の受容力を強化した。

## 2．四半期毎に行う自己審査システム

協会は、保護調査を開始しないと決定を下した場合のサービス要件の判定について、基本的に監督職あるいは管理職の段階において四半期毎に判定の再検討を行うことを保証しなければならない。この判定は、CFS 法の保護の条項を根拠にその運用の境界範囲を規定しており、調査の開始決定は「厳格」であればあるほど良いとしている。CSS 省がこれらのケースを通常の子ども保護の再審査ケースとして扱う、としているが協会は、このようなケースにはより頻繁な抑制と均衡を保つ方針をとっている。

リスク・アセスメント・モデル改訂版と新基準では、これらの再審査は当然管理され文書化されるものとして暗黙している。

## 3．すでに開始している保護ケースに入った新たな照会 / 通告 / 情報に関する内容を明確にする

基準 # 1 を支持する必要条件（リスク・アセスメント・モデル 頁）の概要には、子どもは保護を要する、とすでに決定されているケースについて新たな保護調査の開始をする際の予測に関して明記している。また、判断を下さなければならない間であっても、予測とは子どもは保護を要するかもしれないといったあらゆる新しい申し立てまたは事実があっても調査は行わなければならない。

どのようにしてこのような判断を下したら良いかと、多くの機関からの問い合わせが続いている。明確な書式はないと強調すべきであるが、サービス開始要件がそれらの決定に役立つはずである。過去においても現在においても、以前にあった申し立てと関係性のある新しい情報とまったく新しい申し立ての区別は常に困難を極めているが、子ども保護ワーカーはスーパーバイザーとよく協議の上、これらの判断を下さなければならない。

（例えば、ある情報を受けたがまだケースは開始されていない場合、保護調査を開始すべきかどうか）といった新しいケースにも同じ判断基準を通常に適用することができる。

CFS 法の保護の条項を根拠に引用することも役に立つであろう、また、各々の根拠についてあらゆる角度から次のように自分自身に問うことも重要である。この新しい情報は、子どもが身体的な危害をこうむるかもしれないという推測が成り立つか...、あるいは、子どもが身体的な危害に苦しむかもしれないリスクが存在しているだろうか... などなどである。法律に制定された CAS の機能の一つは、子どもが保護を要する可能性があるかもしれないといった申し立てあるいは事実を調査することである。{ CFS 法第 15 条 ( 3 ) }

#### 4. サービス開始要件の評定を行う際に必要な情報を24時間随時入手可能となる

以前に、リスク・アセスメント・モデルは「入ってくるすべての照会とサービスの要請」を基本としてサービス開始要件の評定を行うことを求めた。

最初の照会/通告/情報がサービス要件の適格な評定を行うには情報が不十分である場合、最初の情報を得た時点から24時間以内により詳しい情報に入手できる環境を提供すると明示している。

24時間以内にサービス開始要件の評定を書式に記録をしなければならないとする必要条件に変更はないが、ワーカーがさらに新しい情報を24時間以内に入手した場合、最初に得た情報のみに基づいた評定をどのように下し、どのような評定に変更したかの事実を明確に記述しなければならない、という事項が加えられた。

例えば、母親が子どもをだれの監視もなく毎日、放課後の1時間ほど一人で家に残して出かけているといった通告があった。事実、ワーカーが家を訪れた時に子どもは一人であった。通告者は子どもの年齢を知らないが「幼く」見えると言っていた。子どもの氏名と住所以外の情報はほとんどなかった。訪問を終えた数時間後にワーカーは学校と接触することができ、母親には15歳の双子の子どもがいて、その子どもたちは規則正しく通学しており、大変成績の良い子どもたちであることが判明した。最初、ワーカーはサービス開始要件のセクション2, 評定1, A段階を選択するつもりであったが、その後得た情報に基づいて、セクション2, 評定1, CまたはD段階の選択をする方が適切であろうと判断をした。この判断は対応時間が明らかに違うことを示唆している。

#### 5. 保護ケースと非保護（またはその他の児童福祉サービス）ケースを区別する重要性

多くの理由が示すように、子ども保護援助協会が関わる子ども保護活動がCFS法の第節の権限を根拠とする強制命令の活動と、その他のボランティア的な活動をきわめて明確に区別している。

以下がそれらの根拠となる：

何が保護ケースで何が保護ケースではないといった場合の明瞭性が強化されていれば、子どものためのより高度な保護と安全を確保できる

子どもと家族は、CASとの関係性について知る権利を有する

CSS省が定める保護ケース、非保護ケースの必要条件は異なる

保護ケースにはより高度な財源の性能評価を有する

最近完了したCSS省によるCASのサービスおよび財務データに関する再検討が示したことは、CASがこの区別を理解し、より明確に記録する必要性を継続して実践するよう指示した。



6. サービス開始要件の最初に行った評価は保護調査の完了（またはリスク判定 # 5 を終了）するまでは変更できないとしているが、子どもと最初の面接をする前に得た情報がその子どもは保護を要すると推測される根拠またはもっともらしい理由が見あたらない場合はその限りではない

CASがこの手段をくまなく使用して得た情報あるいはCASのサービスおよび財務データの再検討を通じて得た情報を、いくつかの機関ではその新しい情報が適切ならば、通常の手続きである保護調査の完了前に行う最初のサービス開始要件の評価を変更できるとした。サービス開始要件がリスク・アセスメント・モデルに包括された時点でこの変更を意図していなかったが、実際は照会に対応する綿密な保護調査を行えば、すべての子どもの保護と安全性を増強することになり、それが今回の子ども福祉改革課題の主要目的と合致する。

しかしながら、旧版のリスク・アセスメント・モデルには、子どもが保護を要すると推測される根拠またはもっともらしい理由が見あたらないといった状況を示す情報を最初の照会 / 通告の後に受けた情報にどう対応すべきかについて明確な解釈をしていない。改訂版では、つぎのような場合について明確にしている。それは、実際に最初の照会 / 通告を受けた後に得た情報で、第一回目の面接を行う前である場合、ワーカーには CFS 法の保護を根拠とした介入にこれ以上の権限がないとされる場合に限るとしている。しかし、子どもと面接を終えた場合には保護調査を完全なものにしなければならない。つまり、すべての必要条件を完全に満たし、子どもは保護を要すると認定されるかあるいは、されないかのどちらかであることを含むという意味である。

## サービス開始要件の変更

### 概要：

サービス開始要件の改訂は、第一に CFS 改正法案（まだ公布されていない）の提出に伴って変更をしたこと、第二にこの履行をあらゆる面から実践して得たフィードバックを統合したことで行った。

CSS 省は、サービス開始要件の開発者の意見や CSS 省の法務局が特定の改訂セクションを詳細に再検討した上で、現況に可能な限り対応できるものとする意図があった。保護の規定を根拠とする心理的危険の定義の変更は、特に改正法を最大限に尊重するという深い意味が込められている。

CAS は、トレーニングのために配布されたサービス開始要件の原案に記されたあらゆる変更箇所について、履行前に助言を受けることになる。

サービス開始要件の著作権は引き続き OACAS が所有し、現在、これらの変更の承認手続きを行っている。変更箇所に関しての意見を求め、その後これらの変更に対する認定を受けることになる。

CFS 改正法（まだ公布されていない）に伴って、介入ラインは評価の範囲内を移動しな

った。リスク・アセスメント・モデルに包括されたサービス開始要件は、明確に CFS 法の意図を運用するものとしており、改正法においてはさらにこの意図を強化している。

#### 1. 各評定項目に、申し立てられた / 実証されたを追記した

申し立てられた / 実証されたを追記したのは、最初の照会 / 通告 / 情報を受けた時点の状況をより正確により具体的に説明をするためである。情報を実証できるかもしれないまたはできないかもしれないといった時点で、サービス規定をどの程度の段階として扱うかを明確にすることが重要である。

「実証された」は、リスク判定 # 4 において定義されている。

CSS 省は、このことばが欠如しているために、十分な調査を行う前に状況を識別する子ども保護専門ワーカーの最初の評定が本意にも「降格」させてしまう可能性が大きくなるという意見を受けたことでこのような追記がなされた。

#### 2. 身体的罰、セクション 1 , 評定 1 は、身体的けがに変更する

すべての身体的虐待は体罰の結果から生じたものではないとして変更された。

#### 3. セクション 1 , 評定 3 , D\* および E\* は、「きわめて深刻」に引き上げる

これらの評定は、CSS 省、子ども虐待ケースのための調査運営基準とガイドラインによれば、対応時間は 12 時間と定めていた。が、これらの特異なケースの対応時間の必要条件の評定を保証するために「深刻である」から「きわめて深刻」に引き上げた。

#### 4. セクション 5 , 評定 3 , 「問題のある養育者」を削除し、胎児の保護サービス関連事項としてセクション 10 , K に移動する

子どもの出生前のケースは、セクション 5 から移動し、非保護ケースとして扱うと明確に記録する。多くのケースに携わっている関係上、この段階で協会の事業を誕生前の子どもの保護も強化拡大することは適切で懸命であるかもしれない。が、CFS 法には誕生前の子どもの保護をする権限を規定する項目はない。

保護と非保護ケースを明確に区別することが重要である。

#### 5. 虐待基準を参照する、を削除 :

オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル : 1999 年度改訂版と新基準の履行令が施行されるまでは、現行の CFS 法の下での子ども虐待ケース

に関する調査・運営基準とガイドライン改訂版がその効力を有する。

## 6. 序の「通告義務」の内容を更新する

## 7. CFS 改正法にともない概略を更新する

- 例、セクション1, 評定1, G 子どもが身体的危害を受ける可能性があるというリスクがある。
- 心理的危害に関するセクション3, 評定1, は養育者の実行または不実行が原因で生じた危害を示している。注の項にも旧版で使用した、きわめてとは対照的に使用する一連のことばを説明している。

## 対応時間

リスク判定 # 2                      いつまでに対応しなければならないか

基準 # 2                              対応時間

## 主要変更 :

1. 対応時間は深刻さの度合いと連動する。すべての「深刻である」のケースに対して、対応時間を7日間としたものを24時間とする

CSS 省の子ども福祉改革の課題は、子どもの安全性と保護を拡大強化することにあると明示している。子どもが保護を要しているかもしれない照会 / 通告 / 情報に対する対応時間を限定することはこの課題が確約する重要な構成要素である。子どもの死亡に関する特別調査団および1997年の子どもの死亡に関する一連のインクエストの双方とそれに続く1998年の勧告に基づいて、CSS 省は、一般的に子どもの死亡は非虐待ケース生じるといふ死亡調査が示したようにネグレクトのケースに明確なサービスのための必要条件を表示することであった。このことは、保護調査は必然的により多くの時間がかかるという意味ではなく、むしろより早く調査に着手すべきであるということを示している。

協会は必要とされる対応時間を保証するなんらかの調整機能を作る必要性がある。

## 2. 子どもたちは保護を要すると確信できる合理的で確実性のある根拠がない限り、すべての子どもと面接をする重要性を引き続き強調する

家族のなかにいるすべての子どもと接触することは、より高度な子どもの安全性と保護を確保できるかもしれないといったもうひとつの方法である。CFS法の保護を根拠とする規定では、子ども保護専門ワーカーはその権限をいかなる状況においても保有するとしている。改訂版では、一般的にひとりの子どもが保護を要しているかもしれない場合、その子どもの家族にいるすべての子どもは保護調査の対象となると明示している。子ども保護専門ワーカーが最初の照会/通告/情報によって、家族の何人かの子どもたちではなく、その中のひとりだけが保護を要するかもしれないという確信たる根拠があるという疑いをもつ場合がある。そのような場合の例を以下に示すと。

ワーカーは、3ヶ月の乳児がネグレクトされており、しばしば適切に養育されていないという照会/通告/情報を受けた。ワーカーは、先ず、その3ヶ月の乳児の保護調査を開始する、そして制限時間内に対応をし、即座に安全性のアセスメントを行う。子どもの母親は、自分の子どもを一人で家に置いていたことはなく(子どもは保育園に毎日通園しており、家には必ずおとなが居た)ネグレクトをした証拠もないと証明することができる。ワーカーは、この家族にもうひとりの15歳の子どもがいることを確認したが3週間のキャンプに参加しており即時に安全性の介入をする必要はない。このような状況において、ワーカーはこの15歳の子どもをキャンプから帰るのを待って3週間後に面会する理由はないかもしれない。しかしながら、子どもと会えなかったとしてもワーカーは、命令に応じて15歳の子どものセーフティ・アセスメントを完了するが、それには、子どもは即時に安全性の介入をする必要がないと記述する。

## 3. リスク・アセスメント・モデルに、保護調査のための計画の展開とその書式化(24時間以内)を必要条件に追加する

これらの必要条件はすべての虐待ケース(旧基準による)のものと非常に類似しているが、新基準ではすべての子どもの保護ケースに運用する。

## 4. 閲覧許可証/通信による閲覧許可証は調査活動の新兵器となる

CFS改正法案に言及されているこの新规定がいかに調査活動を変えるものとなるか考えてみてほしい。

## セクション

## 保護調査

本セクションは、以下の基準とリスク判定についての核心を述べている。双方とも子ども保護調査のための必要条件を明確にしている。その一つひとつを交互に注視していく。

リスク判定 # 3 : 子どもは安全か

基準 # 3 : セーフティ・アセスメント

リスク判定 # 4 : 保護の必要性は確認されたか

基準 # 4 : 保護の必要性が確認されたか否かを決定する

リスク判定 # 5 : 子どもは保護を必要としているか

基準 # 5 : 子どもは保護を必要としているか否かを決定する

## セーフティ・アセスメント

リスク判定 # 3 : 子どもは安全か

基準 # 3 : セーフティ・アセスメント

## 主要変更 :

### 1 . セーフティ・アセスメントの必要条件と注釈の双方を明瞭化する内容を追加

CSS 省は、セーフティ・アセスメントの必要条件をさらに明確にする必要があると強調する画期的な見解を CAS から受けた。

### 2 . 家族の中のすべての子どもたちと面会することに、ワーカーは今もっていかなる努力も惜しんではない - セーフティ・アセスメントは最初の接触時にたとえ子どもと面会ができなくても、すべての子どもたちに関する情報を記入して完了する

改訂版の内容は、子どもの緊急の安全性に焦点をあてるセーフティ・アセスメントの意図を明瞭にすることである - これらは、子ども保護専門ワーカーが子どもたちと最初に接触する時に子ども (たち) の保護介入を即時に行われなければならないのか否かを決定する

際に運用するためにある。当然、セーフティ・アセスメントは家族の中のすべての子どもたちと面会をする子ども保護専門ワーカーのためにある。このアセスメントは、これらの子どもたちと面会できてもできなくても、すべての子どもたちに行われなくてはならない。

新規の情報に対応して書き換えることが可能なセーフティ・アセスメントは、ケース・ノートに記録されなければならない、それは調査範囲（インベスティゲーション・モジュール）に適正なものでなければならない。

セーフティ・アセスメントの書式は、即時に行う最初のアセスメント（次に掲げる点を参照）を記録する場合と同様にアセスメントそのものを更新するという意図はない。

### 3 . セーフティ・アセスメントは緊急の安全性に関わる評価（例えば、今、ここに子どもを残してもよいか？）を行うためにある。それに続く評価は緊急の安全性介入計画あるいはその他の保護調査の一部として継続する

ワーカーが子どもとの最初の面接に続いて家族の中のその他の子どもあるいはその他の養育者と面会するどんな計画も、緊急のセーフティ・アセスメントに包含され、ケース・ノートに記録される。緊急のセーフティ・アセスメントを行う子ども保護専門ワーカーは「この子どもはこの家庭／家族にとどまることができるのかあるいは、計画はどのようにするのか、もし他にになにかあるならば、子どもの安全性の確保には何が緊急に必要なのか？」といった疑問に最善の判断を当てる。

### 4 . ワーカーは情報の提供に同意を求めなければならない

注：この項目は対応時間のセクションに移すべきであり、その方が適当であると研修指導者は助言してきた。従って、リスク・アセスメント・モデルの記録に関しては、12月の再版を印刷するまで、当面の間は変更をしないとした。

子ども保護専門ワーカーが、CAS と関わりを持ったことがあるかもしれない他のどこかのサービス・プロバイダーが得た情報の開示を求める家族（子どもであるならば適切）からの同意、または CAS が持つ情報をサービス・プロバイダーに提供することの同意を求めることは重要である。CAS は、状況によって情報は同意または同意なしに共有できると記された CSS 省、ケースの情報開示の方法の手引き書を思い起こせばよい。総合的な原則によれば、情報に適応する者の同意を得ることができるならば、情報はできる限り共有すべきであるとしている。新版のリスク判定のポイントと基準では、子ども／家族へのサービスの計画のその他のサービス関係者との関わり的重要性を強調している。

子ども保護専門ワーカーが、閲覧許可証／通信による閲覧許可証を求めるか否かあるいは家庭裁判所に提出する前に保護請求をするかどうかを考慮するといった行為に同意を得なくても請求をできる時期がいずれはやってくるはずである。

**5 . ワーカーはセーフティ・アセスメントにスーパーバイザーの署名をもらうのではなく、セーフティ・アセスメントに記入をする前にスーパーバイザーと協議しなければならない**

子ども保護ケースの新基準を開発するワーク・グループは、主要なリスク判定はワーカーとスーパーバイザーの共同責任であることを明瞭にすべきであるとしている。オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの改訂版において、いったん下された判定に反対する判定ができた場合にワーカーとスーパーバイザーが事前に協議を行い可能な限り適切な方法をとることができると変更している。セーフティ・アセスメントはリスク判定を行う際に最も重要な作業であり、適切な対処ができるよう特別に考慮されている。

特にこのリスク判定の重要性に関わるスーパーバイザーの業務に関する変更も、CSS 省が受けた重要な意見を取り入れた結果である。

**6 . 傷害の可能性あるいは医師の診断を要する可能性のある情報を受けた場合、24時間以内に医師の診察を受ける手配をする**

現行基準、注の変更 記録に記入するだけの目的をもって24時間以内に医師の診察を受ける手配の必要性は認めない。過去の承諾事項にはこのような行為が多く記されている。

セーフティ・アセスメントには、かなりの考慮すべき混乱をもたらす領域が認められるという報告がある。セーフティ・アセスメントには明瞭性の欠如と実践に一貫性がないといったことが認められるという調査結果もある。この件に関しては、それらの疑問が明らかになるようより多くの議論と時間をかける必要がある。リスク・アセスメント・モデルの改訂版にあるこのセクションを熟読しさらなる議論に必要となる情報を確認してもらいたい。

## セーフティ・アセスメントの書式に関する 主要変更

### 1 頁目に追加されたこと

照会を受けた日時

セーフティ・アセスメントを完了した日時

現在？

### その他の変更

安全性の判定 子どもは即時の保護介入が必要あるいは不必要

スーパーバイザーのコンサルテーションの名前と日時

これらの変更は CAS のスーパーバイザーの意見を取り入れた結果、変更された。

「安全」と「危険」の範疇は、CAS からのフィードバックによって変更した。よって、書式を参照して変更箇所を確認すること。CAS のスタッフは、子どもは危険であるが家に残すといった記録について懸念を示した。リスク・アセスメント・モデルは明確で適切であるものとして定義している手前、「安全ではない」という文脈が何を意味するかを明らかにすべきである。それにもかかわらず、ことばの使用を変更することは、は子どもの安全性の即時のアセスメントを注意深く考慮した書式化の必要性を強化することにもなる。このことばの使用の変更は、下さなければならない判断の企図を単に明瞭化するものであって、変更を指しているものではない。

## 保護の確認について

リスク判定 # 4 : 保護の必要性は確認されたか

基準 # 4 : 保護の必要性が確認されたか否かを決定する

### 主要変更 :

概略 :

子どもは保護を必要としているという照会 / 通告 / 情報の対応において、これらの確認を



するか否かは保護調査を完了した時点で決定することが重要である。

## 7．旧版のリスク判定#4から切り離す

このリスク判定ポイントの意図は、申し立てあるいは通告が確認され子どもの保護をするか否かの決定をワーカーが下すところにある。リスク判定#5には、子どもは保護を必要としている、あるいは子ども保護サービスの要請を続けるか否かの決定を含む。

## 8．すべての保護調査でとるべき方針

旧版の CSS 省、子ども虐待ケースの調査・運営のための基準とガイドラインでは、虐待調査に関して明確な必要条件を表示した。が、リスク・アセスメント・モデルの改訂版においては、同じ明確性をネグレクトを含むすべての子ども保護ケースに適用することを意図した。

## 9．閲覧許可証 / 通信による閲覧許可証の要請を考慮にいたしたすべての保護調査に要する手段

改正法案の要旨を参照すると、閲覧許可証 / 通信による閲覧許可証に関する手続きについては、警察 / CAS の協定書に追記すべきであると提言している。

## 10．保護調査は文書化しなければならない

再度、同じことを記述する。旧版の CSS 省子ども虐待ケースの調査・運営に関する基準とガイドラインでは、虐待調査に関して明確な必要条件を表示した。が、リスク・アセスメント・モデルの改訂版においては、同じ厳格性をネグレクトを含むすべての子ども保護ケースに適用することを意図している。

## 11．30日以内にリスク判定を行わなければならないが、事前にスーパーバイザーの許可を得た場合に限り60日以内を例外として認める

以前 CSS 省が命令を忠実に守ることに関する再検討を行った際に、21日以内に保護調査を完了する必要条件に従う項目に重大な問題があることが判明した。必要条件に従って調査を進め完了するまでの時間の43%が規定時間を超過していた。よって、判定を可能な限り早急に行う作業量の責任と期間にバランスが保たれるものでなければならない。

すべての調査を完了させるのに60日間を費やすことが目的ではなく、必要とされるすべての調査方法を試みた上で30日以内に完了できなかった場合に限ることを意図している。この基準においては、必要とされるすべての調査方法をもって30日以内に完了させるも

のとするが、それは常にワーカーの管理のもとで行われるのではなく、外部のシステムとの連絡を密にすることができるものであるとも認められると記述している。この基準は作業量の問題に対応することを意図しているものではない。

## 12. すべての子ども保護ケースの実証の構成要素と手続きに関する明確な定義

旧版の基準に含まれていた実証に関する手続きを拡大した。リスク・アセスメント・モデル、26頁の研修訓練者の項を参照してリストを再検討すること。

これらの判断基準はネグレクトを実証する場合においても運用できる。

## 13. 子ども虐待登録とネグレクトに関する明確化

リスク・アセスメント・モデルの27頁を参照して、適当な文節を講読すること。

## 子どもは保護を必要としているか否かを決定する

リスク判定#5： 子どもは保護を必要としているか

基準#5： 子どもは保護を必要としているか否かを決定する

## 主要変更：

1. 決定は30日以内に行う、もしくはスーパーバイザーの許可を得た場合に限り60日以内に決定を行うことを例外として認める

この決定を30日以内に行うにあたって、あらゆる努力を惜しんではならない。以前の承諾に関する調査報告によれば、さらなる調査を進めるのに必要な期間は30日間が適切であるとしている。例外的な状況やスーパーバイザーの許可を得た上で、60日を遅れることなく決定されなければならないと認定している。

2. 30日後にさらなる調査が必要ならば、ワーカーは調査を完了するための計画を文書化しなければならない

何故にさらなる調査を進める必要があるのかを明示し、その計画は調査をできる限り早急にそして、60日以内を遅れることなく完了する保証をするものとする。

州政府が家族の生活にアセスメントや計画を伴わずに関わる期間としての60日は長い。そのことに関しては、つぎのリスク・アセスメントの必要条件において言及する。

### 3. 子どもが保護を必要としているならば、サービス開始要件を使って今のサービス要件の理由を文書化しなければならない

以前のリスク・アセスメント・モデルでは、サービス開始要件を使って、ケースを開始する時点でサービス要件の最初の理由を文書化するだけでよいとしていた。しかし、改訂版のモデルでは、保護ケースを行っている間は、継続的に、少なくとも3ヶ月毎にサービス開始要件の評定を応用するものとしている。

再度記述するが、保護ケースと非保護ケースを明確に区別することは重要である。

### 4. 特別な調査の結果

特別な調査の結果については明確にされている、例えば、保護に関する問題は実証されており、子どもは保護を必要としているといった場合である。

#### リスク判定#3, #4, #5の相違点を以下のケース例でみる

1歳になる女の子が、その母親によって（はげしく揺すられ、殴られる）身体的危害を被っているという通告を受けた子ども保護専門ワーカーは、先ず命ぜられた12時間以内に、現在、家に居る母親と彼女の男友達に面会をする手配をする。母親は申し立てを否定しているが、ワーカーは母親と子どもの間には決定的な相互作用があることに注目した。そこで、ワーカーは、子どもには即時に保護介入を要すると同時に即時に医師の治療を受ける必要があると、傷害を受ける可能性を示唆する通告に従って実行した。子どもは母親とワーカーに付き添われて病院へ行き、検査と観察のために一晩の入院が認められた。翌日、ワーカーは、傷害はどこにも見あたらないという診察結果を聞いた。ワーカーは再度、母親と面会し、以前にCASの里親を経験したことがある子どもの祖母に子どもを預け、母親も母親を支えることのできるその家族とともに過ごす手配をした。子どもは、母親の家に行くこともできると決定された。ワーカーは保護介入を完了する手続き（多分、家族のその他のメンバー、家庭医、保健婦、母親との再度の会見）を行った。

（詳細に記述しないが）この保護介入の問題の根本は、子ども保護専門ワーカーが最初の申し立てにある身体的傷害について実証をしないで手配をはじめているところにある。しかしながら、ワーカーが母親と接触している間、母親は子どもの出産の後沈んでいたこと、かなりの量のアルコールを飲酒していたこと、助けが欲しかったと漏らしていた、といったことが判明した。よって、最初の申し立てを実証しなくても、子どもが身体的傷害を被るかもしれない相当のリスクがあり子どもは保護を要しているとワーカーは判断しているであろう。

すべての関連ケースをここで詳細に説明をすることはできないが、ひとつの実例として紹介したものである。

## セクション

## リスク・アセスメントおよびその他の子ども保護に関する問題のアセスメント

このセクションにおいては以下のリスク判定のポイントと基準を一つひとつ交互に考察する。

リスク判定 # 6 : 子どもに将来、虐待・ネグレクトが起きるリスクはあるか

基準 # 6 : 将来に起きる虐待 / ネグレクトのリスク

### 主要変更 :

#### 1. いかなる保護調査が未完了であっても、30日以内に完了させなければならない

結局、30日を越えてさらなる調査を要する場合は、30日を限度にリスク・アセスメントを提出することが重要である。60日間は、リスクのアセスメントの要件を検討、あるいは記録を作成しない期間としては長すぎる。よって、この必要条件はより包括的なアセスメントを完了するまでの間に継続して子どもをリスクにさらす問題を引き起こす可能性を収束するために行う作業を助けるものである。さらに、この必要条件はサービス計画をたてる準備に先立って何がリスクのきわだった問題であるかについて、子ども保護専門ワーカーは家族と交わす対話をより明確にする助けにもなる。

#### 2. 簡素化したリスク分析の必要条件

リスク分析の簡素化にあたって多くの努力が払われたのは、以前の形式は概して混乱をきたし、それほど役に立つものではないという意見がCASのスタッフから寄せられていたからである。オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの70頁の形式を見て、表題の変更箇所を見るとよい。

### 3. リスクを引き起こす要因と保護的要因とのバランスをより強く主張している

リスク判定にある「注釈」には、リスクの媒体となっている総体的な本来の要因と保護的な意味をもつ要因についてより詳細に説明している。それは子どもへのリスクを引き起こしている要因と改善するリスク要因との相互作用についてより強く明確にしている。リスク・アセスメントには、いまだに複雑な問題が残されており、もっと慎重にバランスを保つ必要がある。情報収集や文書化についてはこのバランス感覚に満ちた解決方法を提示しなければならない。

ある者は、リスク・アセスメントがもっている本来の資質に焦点を置くことに否定的で、子どもと家族がもつ耐久力に適切なバランスが反映しないと意見を述べている。このことは正確ではない。しかしながら、バランス良いアセスメントを反映するリスク評定とは、子ども保護専門ワーカーの判断が重要な鍵を握っていると言えよう。

### 4. いくつかのリスク要因に加えられた明確化のための注意事項

研修やリード・ハンドから得た意見で我々が何度も考えることは、子ども保護専門ワーカーにとって特定のリスク要因は相変わらず混乱をひきおこし、あるいは同じ方法で評価を行うには信頼性がないと感じていることである。この手段を抜本的に変更しているこの時期に、特定の問題を含む要因の明確性を示すのは適切ではないと考える。

40頁の明確化に関する注意事項を参照すると、(薬物/アルコールの使用が過去のもので、サービスを撤回したものと評定を常として下さなければならない—薬物/アルコールの使用が増えているかもしれず、ケースが閉鎖されたとしてもそれがリスクを増大する、等々)。44, 57, 59頁(これらはかなり率直である)

## その他の子ども保護関連事項

### リスク判定#7: その他の子ども保護関連事項のアセスメント

**基準#7:** サービスの計画を通知するに当たって、その他のアセスメントをどのように考慮するのか?

リスク・アセスメントは子どもと家族に関する徹底的な情報に基づいて成立し、その上で綿密なサービスの計画を通知しなければならないと常に明示してきた。

リスク・アセスメント・モデルは、子どもが虐待および/またはネグレクトを受けるかもしれないという疑いを評価するリスク・アセスメントの手段に焦点をおくものであると明確に示してきた。CSS省は、この焦点に対して明瞭で一貫した意見を得てきたが、子どもと家族が子ども保護サービスを受ける段になって全体像を示すサービスの提供をしていな

いといった批判がある。同時に CSS 省はアセスメントの必要条件が作業量を大幅に増大している状況を厳しく受けとめている。よって、新しい必要条件はリスク・アセスメントとその他の主な子ども保護関連事項のアセスメントを統合しており、上記の懸念に程良いバランスを保てるように示されている。

#### 概略：

その他の子ども保護関連事項のリスク・アセスメントにおいて明細に記述した特定の領域はすでにリスク・アセスメントの手段を使って対処していると、CAS のあるスタッフは解説したが、これはケースのことを指しているのではない。

リスク・アセスメントの手段の特定目的は、子どもが被るかもしれない将来に起きる危害に関連する要因に焦点を当てることである一方、その他の子ども保護関連事項のアセスメントは、子ども保護の決定に関係する一般的な領域に焦点を当てている。その他の子ども保護関連事項のアセスメントが子ども保護命令の圏外にいる子どものアセスメントを実施するという意味ではなく、むしろ子ども保護のアセスメントはリスク要因とその他の主要事項の双方を考慮することを保証している。

現行の必要条件が拡大されたことで CAS の多くのスタッフは、この必要条件が最善の実践方法を表していると歓迎している。その他の子ども保護関連事項のアセスメントを詳細にわたって文書化すべきであるという意図ではなく、その文書が考慮すべき問題の証拠として、あるいは関連事項の分析を行うことを意図している。

文書の形式については引き続き協会に下駄を預けているが、「共通記録用紙」の改訂版にはこれらのアセスメントを文書化する際の基本的な組み立て方が含まれている。

#### 1. 旧版、リスク・アセスメント・モデルは、リスク・アセスメント以外のいかなるアセスメントの必要条件についての記述はなく、個々の CAS の裁量にまかせていた

オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの履行を命じた時、アセスメントはどのような形式をとるのかあるいはリスク・アセスメントを補足する追加のアセスメントの内容をどのようにするかといった決定は CAS の裁量にまかされた。いくつかの CAS は、これらのアセスメントに関するより多くの情報や文書の形式をスタッフに提供することを要求したが、その他の CAS はほとんどまたはまったくの要求もしなかった。CSS 省はこれらの変更を通じて、補足のアセスメントにも構成要素を含めるものとした指示を与えている。

子どもが保護を必要としている決定を下されたいかなるケースのアセスメントは、60日以内に完了しなければならない。

子ども保護においてひとたびリスクを改善するリスク要因または保護要因が見いだされた時点では、いかなる子ども保護のアセスメントはその他の関連事項を考慮に入れた表明をする必要がある。

## 2. 徹底的な子ども保護のアセスメントは重要であるが、リスク・アセスメントで補うことのできない領域について明示しなければならない

子ども保護専門ワーカーの注意力が将来起きる虐待もしくは、またはネグレクトの相関関係を示した科学的な調査を通じて得た要因に焦点をあてることは、リスク・アセスメントの手段の活用において極めて重要である。つまり、人間の行動は途方もなく複雑であり、特に親と子供の生活に機能する多様な変化を管理することは非常に困難である。従って、1つだけの要因に固執することなく22のリスク要因を注意深く考慮した上で、保護を必要とする子どもに効果的で適切な計画をたてる配慮がなされなければならない。環境事項に関する事例をみると、虐待もしくはネグレクトが増大する可能性を科学的に示した相関関係の要因は、家庭内で生じた身体的障害の度合いに関係する。よって、子ども保護専門ワーカーはこの身体的障害のみに問題を絞るということではなく、家族の居住環境や子どもの居場所について、この家族の転移状況について、この家族の隣人について、などのその他の事項について検討しなければならない。(下記に再度記述する)類似するその他のリスク要因に関して、リスク・アセスメントに含まれる将来に起きる可能性のある障害がそれほど強い相関関係を表示しなかったとしても、子ども保護専門ワーカーは子ども保護のアセスメントに思いつく限りの追加事項を考慮にいれなければならない。

## 3. アセスメントの規定書式はないが、領域に関して提示した

含有されなければならない領域を以下に記す：

1. 親の養育能力のアセスメントを実施し、子どもに提供する代替りの定住計画を立てる必要性

リスク・アセスメントは親の養育能力のアセスメントと子どもにとって最善の長期計画を立てる配慮をすると通達しており、子ども保護専門ワーカーには長期間を主点においた追加のアセスメントと分析を行うことが求められている。さらに、子どもが将来虐待および/またはネグレクトを被る可能性があるとした決定は確かに重大であるが、子どもの定住計画を立てない限り重要な考察を行ったとはみなされない。

CFS 改正法に関する研修内容のケアに関する累積規定を特に思い起こしていただきたい。子ども保護専門ワーカーは、ケースを開く初期段階の冒頭でこれらの問題を義務として表明しがちである。— その他の子ども保護関連事項のアセスメントではワーカーの分析を構成し文書化することができる。

CSS 省は子ども保護に携わるスタッフにこれらの問題に関するアセスメントと分析を文書化するように指導しており、文書は可能な限り詳細に記述するとしている。また、ポール・スタインハウワー博士による「親の養育能力に関するアセスメントの手段」では一つひとつのケースに応用させるという意図はないとしている。が、現在の CSS 省は、この時期にどの手段が親の養育能力の

セスメントと分析に役立つ最善のものであるかという奨励をする位置にはないとしている。いずれ、適切な手段を正式に採用する時期が訪れ、さらに、この件に関連するセクションを適用する時期が訪れるであろう。これらの判断はケースバイケースを基本に下されることになる。従って、子ども保護専門ワーカーは自身の総合的な知識と専門家としての技術を駆使して、根本的に有効な情報であるか否かとか、子どもは長期間、両親と一緒に定住できる可能性があるか否かとか、あるいは代替りの計画を策定しなければならないかなどを熟慮することが重要である。覚えておいて欲しいことは、ワーカーがこれらの問題を常にアセスメントと計画に含ませていたものであるが、ただ単にそれらを多分「長期間を基本とした子どもをケアする両親の養育能力のアセスメント」と呼称してはならないということかもしれない。

## 2. 子ども(たち)の発達に関するアセスメント

このリスク・アセスメントの手段は、いかに子どもの身体的および/または精神的健康もしくは発達の増進または後退が将来において被るかもしれない危害に左右されるかの評価を求めている。この発達事項はいささか狭義的な見解であり、特にネグレクトのケースにおいて、子どもの最善の利益に基づく定住計画のサービス計画と意志決定を通知する事項については、子ども保護専門スタッフの考えからはかけ離れてしまう。再度言うが、子ども保護専門スタッフは子どもの発達のアセスメントをする専門家として期待されているわけではない；しかしながら専門家として子どもが正常な発達をしているか否か、もしくは発達に遅れがみられるか否かといった確認をする力量を期待されている。この知識とこれらの技能は子ども保護に共通するコンピテンシーの要素であるものとする。

## 3. 環境に関するアセスメント

環境事項に関してリスク・アセスメントの手段は、子どもの家庭において、将来に虐待またはネグレクトを増大するかあるいは減少するかもしれない物理的障害があるか否かの判断をワーカー下す際に必要とされる。その他の子ども保護関連事項のアセスメントは、広い意味での一連の環境事項を補う意図があり、また、ネグレクトの慢性的な態度を確認するのに役立つ。

環境事項を例にとる。科学的な相互関係に起因する増加した虐待またはネグレクトの疑いの要因は家庭内にある物理的障害の度合いにある。子ども保護の専門スタッフがただ単に物理的障害のみに関心を抱いているという意味ではない；家族の居住配置の安定性はどうか、転移性については、隣人関係は、などを考慮に入れるという意味である。

## 4. 家族のダイナミクスと関係性についてのアセスメント

多くの理由をもって、特にサービス計画を通知する場合に子ども保護専門ワーカーは家族機能を考慮にいれ、その概要説明を記述することが重要であると



ている。何年もの間、CAS のスタッフは各家庭状況にあるそれぞれの特有な問題についての表示や文書化にリスク・アセスメントは完全に対応することができないと表明してきた。この状況に対して、その他の子ども保護関連事項のアセスメントがこの目的に役に立つものとなっている。

5 . 家族の問題理解に関する解釈

この事項をリスク分析の項からこちらへ移動したのは適切であった。子ども保護専門ワーカーが情報のアセスメントと分析をする際に、実際、バランスがとれた公平な処理を明示するには家族の絆についての解釈を文書化することが重要となる。

6 . 子どもと家族の絆に関する解釈

子どもと家族の絆に関する概要書の作成をもって、リスク・アセスメントの手段の使用を終結（以前に記述済み）するものであると考えられた。家族と子どもの絆の概要を文書化することは重要で、サービス計画の手続きをする際にこの絆を考慮に入れ計画を補強することになる。

## セクション

## サービス計画

リスク判定 # 8 : 子どもと家族が必要とするサービス計画とは

基準 # 8 : サービス計画

### 概要 :

ここに掲げる領域の変更は多くの子ども保護専門ワーカーが研修部分としてすでに体得済みである。

#### 1. 最初に立てる計画は60日以内に完了し、それ以降は6ヶ月毎に再審査をする

サービス計画は適正であると判断するたびに修正をすることができるが、その場合は確実な状況を口述（リスク判定 # 10 にて扱う予定）した上で再審査をしなければならない、但し、必要条件の範囲以外に関しては、6ヶ月毎に審査し見直しをする。

#### 2. 子どもと家族の参加によって進展を図る

子ども保護のサービス規定は法令であると周知されており、子ども保護専門ワーカーはCFS法に基づいて介入する権限を有する。それにもかかわらず、多くの場合、子どもと家族の同意を得ないでサービスが提供されている。この場合、計画会議にではなく計画を策定する段階から子どもと家族を巻き込むあらゆる努力をしなければならない。

サービス計画の策定段階から自発的ではない子どもと家族巻き込む有意義な方法もある。

もし子どもと家族が、自分たちは計画の全体の共同貢献者であると認識することができれば、家族のシステムを変えるより大きな潜在能力があることは明白である。

計画の策定において、子どもの保護が最優先事項であることは明白である。

### 3. サービス計画を進展させる努力の成果を協議形式で文書化する

スタッフはケース計画の策定に取りかかる際の「最善の実践」として、協議形式を考慮するように勧められている。多くの機関ではすでに、この原則を実践しているが、この方法をもって作業を進める場合の問題と障害がいずれ生じることとなろう。しかしこのケースワークの手続き状況の時間運営を上手に扱えば将来に良い結果（抵抗の減少、クライアントにより多くの成功を達成、より素早い変化、ケースの期間の減少）をもたらすであろう。明らかに、どんなケースにもこの方法がうまく作用する訳ではないが、我々が普通に考えるケースの数をはるかに超えるケースに当てはまるかもしれない。適用できるならば、家族、子どもまたは関連のサービス・プロバイダーは、電話による会議に参加する選択権を与えられることになろう。会議は CAS の施設で実施されるか、家族の家庭、学校またはその他の施設において実施することも考えられる。

### 4. スーパーバイザーとの協議によって進展を図る

リスクを軽減する計画の進展を図るのは明らかに重要であるがために、ワーカーとスーパーバイザーはその責任を協同で負う。

### 5. 計画の策定に参加しないすべての関連サービス・プロバイダーにその理由を質す

子ども保護専門ワーカーは計画策定の手続きに関連サービス・プロバイダーが参加するかどうかの確認をいつも取ることはできない、また、子どもと家族は同意を認める共有すべき情報を常に提供されるとは限らない。従って、多くのサービス・プロバイダーは計画の策定段階から参加し、特に電話会議のような有意義な方法を採用場合には積極的に参加することである。

### 6. 家族/子どもが受けるサービス/トリートメントを取り下げた場合には、あらゆる関連サービス・プロバイダーの協力を得る行動を起こす

現行基準にあるこの必要条件は、虐待ケースのみを言及している — この必要条件はすべて子ども保護ケースに適用するものと厳重にみなされる。

### 7. 評価が可能な特定成果を確認する

昨年に CAS のすべてのスタッフが受講したリスク・アセスメントの研修において、この評価が可能な成果について非常に有益な情報を得た。この情報は必要に応じて参照することができる。

## 8．責任を負うべき者と時間的枠組み

責任を負うべき者とは、計画の策定に直接的または間接的に保護機能を有する CAS のスタッフ、同様に関連サービス・プロバイダーであり、また計画の策定に参加および/または掛かり合う者を指す。

## 9．通知訪問と非通知訪問の組み合わせを考慮する

最近の子どもの死亡に関するインクエストの勧告では子ども保護専門ワーカーが行う非通知訪問を調査計画に組み込み、さらにサービス計画における総体的なアセスメントと分析においても非通知訪問から得ることのできるいかなる情報も取り損なわないような保証をする必要があると強調された。必要条件は非通知訪問自体を計画の予定に組み込まなければならないといっているのではなく、このことを考慮に入れ、決定項目を文書化すべきであるといっているのである。

改正法案の最高目的を思い出して欲しい、それは公布後には（子どもの最善の利益、保護とウェルビーイング）を守ることにあるが、この非通知訪問も改正の最も大きな影響のひとつとなろう。子ども保護専門ワーカーがこの非通知訪問をしばしば行う理由は、ある事実が家族関係を危険にさらす場合があるからである。このことは重要ではあるが、良好な家族関係を築くことが公布後の CFS 改正法の最高目的ではない。しかし、良好な人間関係を築くことが、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングを進める最高の動力となることを鑑みれば、この努力をワーカーが怠っても良いという意味ではない。

## 10．少なくとも6ヶ月毎に子ども（たち）あるいは養育者（たち）と個別面談を行う計画を策定する

この必要条件は最低条件として考慮されているが、限度を超えた回数を行ってもかまわない。これは、公布後の CFS 改正法の最高目的に与えられた基準を支える必要条件と同じくこのリスク判定のポイントになっている。さらに、たとえ他のサービス関連機関であっても子どもの保護としての役割が機能として確実にここに含まれるものと明記している。

## 11．ワーカーとその他の関連機関による計画された接触の程度を確認する

ここで、子ども保護専門ワーカーには必要とされる接触の程度を考察する文書を作成することが求められている。これに関連する計画はケース状況の変化に応じて変更することが可能であると理解されている。しかし、このような場合の変更はサービス計画の再審査において、または子ども保護専門ワーカーのケース・ノートに記録することができる。個人面談を行う場合は、サービス計画の期間内にすべての子どもと家族のメンバーに行うことを考慮に入れなければならない。つまり、これには女性への虐待または子どもに対する虐待を確認する最も効果的な機会であるとした多くの理由がある。



とに関して再度述べるが、ケースの開始から終結の間のいかなる場面においても保護と非保護を区別する重要性に変わりはない。

この評価において、我々の領分である厳格な実践を受ける権利は子どもと家族にある。「州政府」が主体である法令は、子ども保護専門スタッフが子どもと家族との対話を重視することのみならず、決定を下した判断を明確に記述することも当然の職責として求めている。

#### 概略：

本項で明記していることは、いかなる子ども保護ケースであっても終結すべきでないケースを終結してしまうことは CSS 省の目的または意図ではないということである。子ども福祉改革の課題の目的は、子どもの安全と保護を増進することで放棄することではない。オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版では、ワーカーが下す判断はサービス開始要件を適用しながら支えられるものであって、その適用によって決定するものではない。このことは重要な特異性である。

### 1．保護サービスのためのサービス要件の再審査に関する必要条件の強化

保護と非保護ケースを明確に区別するには、ケースが進展している状況の中で明らかにすればよいとしている。CAS の現場にとっても CSS 省にとっても双方が多くの保護ケースについての明確な理解を示すことは重要である。

子ども保護の分類の再審査については、進行中の計画や決定に対する調整を定期的に通知することが重要である。加えて、CFS 法に基づく権利付与である子ども保護規定は、保護事項を継続すべきか否かについて子ども保護専門スタッフが子どもと家族との対話を重視することを当然の職責としている。

### 2．保護ケースは最低3ヶ月毎に再審査される

保護サービスのためのサービス要件の再審査は最低3ヶ月毎に行う。リスク・アセスメント・モデルの保護の項では、リスク事項、リスク評定および経過から得た成果に対して生じる変更内容を考慮する際にこれらの再審査を行う管理方法を強化する必要性を強調している。(リスク・アセスメント・モデルの基準を支える必要条件を参照、79頁)

これらの再審査行うのに与えられた6ヶ月は、最低期間としては長すぎるとしており、CAS のスタッフはかねてから、3ヶ月毎にアセスメントと計画の再審査を完了し、それを超えない期間が限度であると考えていることを表示している。また、この件で必要条件について繰り返し記述されていることは、最善の実践と日常の現実の最良のバランスをいかに保つかに象徴されている。

### 3．子ども保護ケースのサービス要件をもはや満たさないケースを終結するかあるいは非保護ケースに分類し直すかを30日以内に行う

オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの80頁にある、左側のコラム、3節目の記述事項を熟読していただきたい。これはサービス開始要件の要件が支持しているという判断であることを理解することが重要である。決して、ケースを終結することが目的ではない – 目的はあくまでもすべてのケースの状況を四半期毎を基本として再審査を行うことにある。

## **リスク・アセスメント、その他の子ども保護 関連事項のアセスメント、サービス計画の再 審査**

**リスク判定 #10 : アセスメントをどのように変更したか**

**基準 #10 :**        **リスク・アセスメント、その他の子ども保護関連事項のアセスメント、  
サービス計画の再審査**

**リスク判定 #11 : サービス計画は変更すべきか**

**主要変更 :**

**概略 :**

ここでのリスク判定のポイントと基準に基づいた必要条件の概要は、「環境の変化」に関する事項で報告された混乱と継続しない実践を明確にするという意味をもつ。

オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版においてアセスメントと計画の再審査を必要とする特有な環境について明示した。旧版の「環境の変化」においては、何らかの混乱が生じた場合の定義はなかったが、改訂版では明確にした。しかしながら、「環境の変化」ということは自体は子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版には含まれてはいない。

すべての再審査に関する記録は文書化しなければならないが、技術の向上が文書化を行う能率をあげる意義深い機会を提供している。

**1 . 最低限 6 ヶ月毎に行う**

これは新しく設けられた必要条件ではない

## **2．子どもをケアに置く認可を考慮する時**

この必要条件は、それに準ずる子ども保護の重要な日常の決定に果たすべきリスク・アセスメントの主要な役割を強化することにある。

子どもをケアに置くという認可に関わる決定は、しばしば子どもが将来に虐待またはネグレクトを受ける可能性についての判断に変更があり得ることを視野において下される。

## **3．子どものケアの取り消しを考慮する時**

上記の注釈（前のポイント）がここにおいても同様に適用される

## **4．ケースを転移する時**

いかなるワーカーもケースを転移する場合は、それが協会内あるいは協会外であっても転移時の記録文書は最新のものであり、すべてを網羅しているものであることが重要である。これは、アセスメントと計画の再審査のためのこの新しい必要条件を適用して完成する。

この件に関する明瞭な文書化とは、個々のケース状況やサービス提供期間に混乱が生じ子ども保護の行為能力が増大するといった場合に関してワーカーと協会の関係性を最大限に継続する保証をすることにある。

必要条件はさらに、転移に関してはできる限り慎重に計画する必要性の強化を求めている。

## **5．ケースを終結する時あるいはケースを非保護ケースに再分類する時**

ケースの終結あるいはケースを非保護ケースに再分類する際の記録文書は、最新のものでありすべてを網羅しているものであることが重要である。これは、アセスメントと計画の再審査のためのこの新しい必要条件を適用して完成される。

「再分類」は、もし適切ならば、子ども保護専門ワーカーは事実と照らし合わせた上でそのケースを非保護ケースとして再分類することが可能であり、またはサービス開始要件のセクション6 - 10の評定を適用する。

## **6．開いているケースの新しい保護調査が完了する時**

保護に関する新しい情報を受けて調査を開始する場合は、アセスメントと計画の再審査を行い、さらにサービス規定に必要な調整を行い、子どもの保護と安全に関わる子どもの環境の変化を明示する。



この決定を下す場合に生じる疑問があれば、リスク判定 # 1 の内容を参照するとよい。

## セクション

## 子ども保護の補足基準

基準 # 1 1 : 記録の保管

基準 # 1 2 : 子ども保護基準からの逸脱

ハ   ン   ド   ア   ウ   ト

子ども家庭サービス改正法

(サービスプロバイダー用法律参照冊子)

カナダ・オンタリオ政府  
コミュニティー・社会サービス省

1999年9月21日起草

H A N D O U T

CFSA AMENDMENTS

Ministry of Community and social Services  
Government of Ontario

Created: September 21, 1999

# 目 次

## A. ハンドアウトの目的

## B. コンテキスト

## C. CFS 法改正案

1. 子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングに関連して
  - a. 第 1 条改正案 CFS 法の目的
  - b. 第 29 条(4)改正案 一時ケアの合意
  - c. 第 57 条(3)改正案 処遇審査
  - d. 第 65 条(3)改正案 地位の再審査
  
2. 子ども保護の早期介入
  - a. 保護を要する子どもの定義に関する改正案
  - b. 第 37 条(2)(a)改正案 身体的危害
  - c. 第 37 条(2)(b)改正案 身体的危害のリスク
  - d. 第 37 条(2)(d)改正案 性的危害のリスク
  - e. 第 37 条(2)(f)改正案 心理的危険
  - f. 第 37 条(2)(g)改正案 心理的危険のリスク
  - g. 第 51 条(3)改正案 一時ケアと拘束の判断基準
  - h. 第 61 条(9)改正案 里親のもとでリスクに直面している子どもの里親からの分離
  
3. 記録の閲覧
  - a. はじめに
  - b. 調査段階 閲覧許可証（第 74 条.1）及び通信による閲覧許可証（第 74 条.2）に関する条項の新設
  - c. 手続き開始以降 第 74 条改正案
  - d. 裁判所命令の監視 第 74 条改正案
  - e. まとめ
  
4. 証拠関連事項
  - a. 第 50 条(1) 改正案 過去の行状に関する証拠
  - b. 第 54 条(8) 改正案 裁判所命令による査定の証拠としての有効性
  
5. 通告の義務
  - a. はじめに
  - b. 専門家及び一般国民の共通通告義務
  - c. 進行中の通告義務に関する新規定
  - d. 直接通告義務に関する新規定
  - e. 専門家の通告不履行に対する拡大罰則規定
  - f. 通告義務に関する全規定の一本化

6. より早い時期における、より断定的な定住計画(permanency planning)
  - a. はじめに 「24 ヶ月規定」
  - b. 第 29 条改正案 一時ケア合意期間の上限
  - c. 第 70 条改正案 ソサエティ・ワードシップ期間の上限
  - d. 第 57 条(6) 改正案 ソサエティ・ワードシップ命令発布以前の処遇審査
  - e. 第 59 条改正案 クラウン・ワードとの面会
  
7. その他の改正案
  - a. 子ども虐待登録の廃棄及び削除手続き
  - b. 5 年ごとの強制的再審査
  - c. その他の変更項目
  - d. 移行規定

## A. ハンドアウトの目的

1999年版 CFS 改正法案（子ども福祉改革 Child Welfare Reform）は、1999年5月にオンタリオ州議会を通過した。改正法案はいまだに公布されておらず、したがってまだ強制力はない。

このハンドアウトの目的は、改正法の公布前に関係者にその概要を伝えることであり、すべてを網羅するものではない。改正案について、あるいは改正案に基づく変更に対応して関係機関の活動をどのように調整する必要があると思われるか、などの質問は、各CAS(子ども保護援助協会)の法律顧問に直接問い合わせ、詳しい情報を入手していただきたい。

## B. コンテキスト

1997年、以下のような多数の要因が集中的に働き、CSS省は、あらゆる子ども保護のケースに対して期待される最小限のサービス項目を明示する必要があることが明らかになった。

- ・ 子どもの死亡に関する特別調査団
- ・ CASのサービスを受けていた子どもの死に関する一連のインクエスト
- ・ CSS省ファイルの再検討
- ・ CSS省の実施義務の再検討

CSS省は、子ども福祉改革の達成に向けて着実に前進することにより、オンタリオ州の子ども保護の改善を目指し、様々な方策を実施している。

### A. オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル

CSS省は、すべてのCASに対し、1998年9月以降オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルを使用するよう命じた。

同省はリスク・アセスメント・モデルの履行状況を注意深く監視し、その間ずっと省職員、子ども保護援助協会のスタッフ、子ども保護援助協会連合会、オンタリオ州先住民子ども家族サービス協会に対し情報提供を求めた。さらに、同省は、すでに完了しているリスク・アセスメント・モデルの第一次実施結果と訓練の評価も発注済みである。こうして得られた情報と、CSS省による総括的分析によりオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの改訂版が作成されることとなった。

改訂版は、モデルの実施手続き上の特定の側面に関していっそうの明確さが必要となっている状況を満たし、これまでに生じた問題点や疑問に答え、子供たちの生活に関連して困

難な決定を下さなければならない立場にある、子ども保護に携わる人たちをさらに支援するものとなっている。しかもこの改訂版は、5月に議会で可決された1999年版子ども家庭サービス改正法(子ども福祉改革)の規定も反映している。ただしこの改正法はまだ公布されておらず、従っていまだに強制力をもたないということを銘記しておくべきである。公布の日程さえまだ決まっていないのである。

## B. 子ども保護ケースのための新基準

現行のCFS法の下での子ども虐待ケースに関するCSS省調査基準改訂版にとってかわるものとして、CSS省が開発したすべての子ども保護ケースのための新基準は、虐待ケースだけでなく、あらゆる子ども保護ケースに対する同省の最低限の期待事項を設定することになる。

1998年4月、CSS省は、子ども保護ケースのための新基準の開発を目指して作業グループを発足させた。このグループは、子ども保護援助協会、オンタリオ州子ども保護援助協会連合会、同省プログラム・スーパーバイザー、ならびに協力スタッフの代表者で構成され、同省管理支援および子どもサービス局が共同議長を務めた。

子ども保護のための新基準は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルと統合、一体化されている。

## C. CFS 法改正案

1997年11月14日、CSS省は、メアリー・ジェイン・ハットン判事を議長とする専門家委員団に対し、子ども家庭サービス法を見なおし、以下の問題点について検討するよう要請した：

- ・ 改正案の条項は子ども保護と家庭の維持のバランスを正當に反映しているか。
- ・ 本法律は「保護を要する子ども」の尊重について明解に規定しているか。
- ・ 子どもが虐待またはネグレクトからの保護を要することの立証責任は、適正な水準に達しているか。
- ・ 本法律は正しく解釈されているか、そして、例えばインテーク、サービスのタイプ、法廷手続き、子どもの安定かつ長期のプレースメント等、重大な決定項目に、正しく適用されているか。
- ・ 本法律は、様々なサービス部門の役割と責任を、明確に規定しているか。

委員団の構成員は以下の通り:メアリー・ジェイン・ハットン判事、 Grant・キャンベル高等法院裁判官、ヘクター・コラントーニ調査官、リック・フェロン氏(学校長)、ダーク・ハイヤー博士(検死官・外科医、小児病院放射線検査チーム)、ハリエット・マクミラン博士(小

児科・小児精神科医)、ニコ・トロクム博士(トロント大学大学院ソーシャルワーク学部助教授) テレサ・ジョンソン・オルテイズ氏(ソーシャルワーカー・里親)

委員団の報告書は1998年3月に完成した。この報告書およびインクエストの勧告を受けて、オンタリオ州政府は、1999年版子ども家庭サービス改正法(子ども福祉改革)を提出し、オンタリオ州議会は1999年5月、これを可決した。この改正法はまだ公布されておらず、従っていまだに効力を発揮していない。公布の日取りは未定である。

#### D. 各CASにリンクした子ども保護の新しい情報データベース

CSS省は子ども福祉の包括的情報システムを開発した。これは全CAS(子ども保護援助協会)、CSS省、オンタリオ州CAS連合会(OACAS)、オンタリオ州先住民子ども家庭サービス協会(ANCFSO)を通信回線でつなぐことになる。子ども保護高速通信情報システム(FTIS)は現在、フル稼働に向けて準備中で、包括的子ども福祉情報システムは2、3年の内に完成の予定である。

FTISは、現在オンタリオ州内のCASの保護を受けている、あるいは過去10年以内に保護が終了したすべての子どもと家族の、コンピューターによる極秘検索システムである。これによりワーカーは、担当するクライアントが現在、オンタリオ州内のCASから保護サービスを受けているか、あるいは過去10年間に受けたことがあるか、また、オンタリオ州子ども虐待登録にリストアップされているか、オンタリオ州またはその他の行政区から子ども保護非常待機の対象とされているか、などの情報を入手できるのである。

#### E. 財源の増大及び新財源の枠組み

1998年12月、CSS省は、子ども保護援助協会の資金調達の新しい方策を発表した。これは公平で、作業量とサービス需要量に見合ったもので、その枠組みは、3年以上の期間をかけて漸次導入されることになっている。

CSS省はさらに、子ども保護援助協会に対し、3年間に総額1億7000万ドルの追加資金を財源の枠内で提供しており、これは、子ども保護専門スタッフの新規雇用、訓練の改善、養子縁組の活性化などに使われている。この追加資金は、同省が1997年から98年にかけてスタッフの増員、訓練、新しいデータベース支援のために投入した1500万ドルに上乗せされるものである。

#### F. 能力開発プロジェクト

CSS省は、すべての新規採用の子ども保護専門スタッフ、ベテランのワーカーやスーパーバイザーのための新しい研修プログラムを開発中である。

## C. CFS 法改正案

すでに公布された CFS 法の改正項目には、子ども保護の改善のための施策が含まれている。以下にその例を示す：

- ・ CFS 法の最高目的は子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングの促進であるということを明示する。
- ・ より早い時期に子ども保護の行動を起こすことを可能にするために、子どもが保護を要すると認定する根拠を拡大する。
- ・ 子ども保護援助協会が、子どもを保護するために必要な情報を入手しやすくする。
- ・ 子ども保護の手続きに際し、ある人物の子どもに対する過去の行為に関する証拠を使えるようにする。
- ・ 通告義務を明示し、拡大する。
- ・ 子どもの定住計画をより早い時期に実施する。
- ・ 少なくとも5年ごとの CFS 法の見直しを義務化する。

以下の各節は、改正法についてさらに詳しく解説するものである。



## 1. 子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングに関連して

- a. 第1条改正案 CFS法の目的
- b. 第29条(4)改正案 一時ケアの合意
- c. 第57条(3)改正案 処遇審査
- d. 第65条(3)改正案 身分審査

### 1 a. CFS法の目的

インクエストと専門家委員団の答申に繰り返し登場するテーマは、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングが適切に強調されていないことである。

現行のCFS法の第1条では、同法の解釈と実施のための指針となる原理を列挙し、本法律の「最高目的」は、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングを促進することである、と述べている。また、「家族の自律性を支援すること」、「子どもあるいは家族を援助するために採りうる、ケースに応じた適切な方策の中で、最も制限が少なく、家族を崩壊に導く可能性の少ないものを採用すべきである」ことなど、上記以外の諸原理についても規定している。

そのため時には、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングを、第1条に述べられているその他の原理より優先させるべきかどうか、という混乱を生じることもあった。改正法がひとたび公布された場合には、第1条はこの混乱を払拭するものでなければならない。すなわち以下のことがらを明示する必要がある：

- ・ CFS法の最高目的は、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングを促進することである。
- ・ その他の目的は、それが子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングと相容れる場合にのみ、適用される。その他の目的の重要性には序列はない。

さらに、同改正法公布後には、第1条の以下の項目も変更される：

- ・ 現行法の第1条(b)には、親は子どもを養育する際に「しばしば」援助を必要とする、

とあるが、「しばしば」(often) は「可能性がある」(may) と書き換える。

- ・現行法の第1条(c)では、「子どもあるいは家族を援助するために採りうる、ケースに応じた適切な方策の中で、最も制限が少なく、家族を崩壊に導く可能性の少ないものを採用すべきである」と規定しているが、改正後は、「子どもにとって最も崩壊的でない方策を考慮しなければならない」ことに主眼をおく。専門家委員団は、「最も制限の少ない」という表現は、子どもにとっての必要性より、親の権利や利益を重視する、というように解釈される場合もある、と考えた。

以下の表では、変更部分を太字で示した。

## CFS 法の目的

| 現行法                                                                                                                  | 公布後の改正法                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 本法の目的は以下の通りとする。<br>(a) 最高目的として、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングの促進すること；                                                      | <b>最高目的</b><br>1. (1) 本法の <b>最高目的</b> は、子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングを促進することとする。                                                       |
|                                                                                                                      | <b>その他の目的</b><br>(2) <b>子どもの最善の利益、保護、ウェルビーイングに矛盾を生じない限りにおいて、以下を本法のその他の目的として追加する。</b>                                           |
| (b) 親が子供を養育する場合にはしばしば援助を必要とするが、その援助は、家族という単位の自律性と保全を支援するものでなければならない。さらに援助は、可能な限り、双方の合意に基づいて提供されなければならない、ということ認識すること； | 1. 親が子供を養育する場合には <b>援助を必要とする可能性があるが</b> 、その援助は、家族という単位の自律性と保全を支援するものでなければならない。さらに援助は、可能な限り、双方の合意に基づいて提供されなければならない、ということ認識すること。 |
| (c) 子どもあるいは家族を援助するために採りうる、ケースに応じた適切な方策の中で、最も制限が少なく、家族を崩壊に導く可能性の少ないものを採用すべきである、ということ認識すること；                           | 2. <b>子どもを援助するために採りうる、ケースに応じた適切な方策の中で、最も家族を崩壊に導く可能性の少ないものを考慮すべきである、</b> ということ認識すること。                                           |
| (d) 子どもへのサービスは、次のような姿勢で提供されなければならない、<br>(i) 一貫したケアと安定的な家族関係を求める子どものニーズを尊重し、<br>(ii) それぞれの子どもの身体的・精神的発達の違いを考慮に入れる。    | 3. 変更なし                                                                                                                        |
| (e) 子どもとその家族に対するサービスは、可能な限り、文化・宗教・地域的差異を尊重するようなかたちで提供されなければならない、ということ認識すること。                                         | 4. 変更なし                                                                                                                        |
| (f) インディアンや先住民は、可能な限り、それぞれ固有の子ども家庭サービスを提供する資格をもつべきであること、そしてイン                                                        | 5. 変更なし                                                                                                                        |

|                                                                                          |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>ディアンや先住民の子どもや家族に対するサービスは、その文化、先祖伝来の遺産、伝統、拡大家族の概念に対する認識に基づいて提供されなければならないことを認識すること。</p> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--|

## 1 b. 第 29 条(4)改正案 一時ケアの合意

第 29 条(4)項は、一時ケアの合意を成立させる前に考慮しなければならない項目について規定するものである。公布後の改正法では、法の目的を規定する条項の変更内容に沿うよう、言葉遣いを改め、「より制限の少ない」という記述を削除し、「家族を崩壊に導く可能性がより少ない」という表現を採用している。

| 現行法                                                                                                                                                                               | 公布後の改正法                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 29 条(4) 子ども保護援助協会は、以下の要件が整わない限り、一時ケアの合意をしてはならない、</p> <p>(a) 子どもにとって有益であると思われる、適切な居住環境が得られると認定されること</p> <p>(b) 現況では、子どもが自宅でケアを受ける、というような、より制限の少ない、適切な方策がない、ということが確定されること。</p> | <p>第 29 条(4) 子ども保護援助協会は、以下の要件が整わない限り、一時ケアの合意をしてはならない、</p> <p>(a) 子どもにとって有益であると思われる、適切な居住環境が得られると認定されること</p> <p>(b) 現況では、子どもが自宅でケアを受ける、というような、<b>家族を崩壊に導く可能性がより少ない</b>、適切な方策がない、ということが確定されること。</p> |

## 1 c. 第 57 条(3)改正案 処遇審査(第 15 条)

### 第 57 条(3)項

現行法の第 57 条(3)項は、子供の親または保護者からの分離命令を下す前に、裁判所が考慮すべきことについて述べている。その規定によれば、裁判所が子どもの保護者からの分離命令を下すのは、親または保護者が、制限のより少ない代替え方策を試みたが、拒否した、あるいはその方策は、子どもの保護には不適切であることが確実である場合に限る、とされている。

公布後の改正法は、以下のように変更される：

- ・ 改正案の目的条項の変更内容に沿うよう、「より制限の少ない」という記述を「子どもの家庭を崩壊させる可能性がより少ない」に変更する。また、
- ・ 子どもの保護を最重視すべきであることを明示するため、現行法の(a)と(b)両項を削除する。

| 現行法                                                                                                                                                                                                                                      | 公布後の改正法                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>57(3) 裁判所は、本条項に基づき、子どもを、裁判所の介入の直前まで子どもの保護者であった人物の保護下から分離する命令を発令するには、非居住サービスや(2)項で述べた援助を含む、より制限の少ない代替方策が以下の条件を満たしていることが確実になければならない、</p> <p>(a) 試みたが失敗に終わった。；</p> <p>(b) 子どもの保護者であった人物が拒否した；あるいは、</p> <p>(c) 子どもを保護するには不適切であると思われる。</p> | <p>57(3) 裁判所が、本条項に基づき、子どもを、裁判所の介入の直前まで子どもの保護者であった人物の保護下から分離する命令を発令するには、非居住サービスや(2)項で述べた援助を含む、<b>子どもにとって家庭を崩壊させる可能性のより少ない代替方策が、子どもを保護するには不適切であると思われることが確実になければならない。</b></p> |

#### 1 d. 第 65 条改正案 地位の再審査

現行の子ども家族サービス法第 65 条では、地位の再審査（子どもがソサエティーワードであるかあるいはクラウンワードである場合、または自宅に居住しているが子ども援助保護協会のスーパービジョンの下にある場合の審査）に基づき命令を発する前に、裁判所は子どもの最善の利益（第 65 条(1)）、とほかに第 65 条(3)項に規定された 8 要項を審査しなければならない。追加要項の多くはすでに、CAS によるケア計画（第 56 条）と子どもの最善の利益の判断基準（第 37 条(3)）に含まれている、もしくはその条項で取り上げられているものである。

改正法の公布後には、以下の第 65 条(3)項は削除される：

第 65 条(3) 裁判所は(1)項に基づき命令を発する前に、以下の事項を審査しなければならない、

- (a) 命令発令当時の状況が今も存在するか
- (b) 裁判所の決定により適用された子どものケア計画は、実行されているか
- (c) 方法の下で、本条項に基づく裁判所の介入の直前まで子供の世話をして

いた人物に対し、いかなるサービスが提供もしくは提示されたか

- (d) その人物は提供あるいは提示されたサービスに満足しているか
- (e) CAS は、その人物が、協会もしくはサービスを提供しているいかなる人物あるいは機関に対しても協力的であったと確信しているか
- (f) その人物あるいは子どもが現在以上のサービスを要求しているか
- (g) 命令の即時停止が適用されたがそれは適切でない場合、今後ケアの停止の日取りが予測されるか
- (h) 子どもにとって最善の利益となる最も制限の少ない代替策は何か

## 2. 子ども保護の早期介入

### 保護を要する子どもの定義に関する改正案

- |                     |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| a. 第 37 条(2)(a)改正案  | 身体的危害                       |
| b. 第 37 条(2)(b) 改正案 | 身体的危害のリスク                   |
| c. 第 37 条(2)(d) 改正案 | 性的危害のリスク                    |
| d. 第 37 条(2)(f) 改正案 | 心理的危険                       |
| e. 第 37 条(2)(g) 改正案 | 心理的危険のリスク                   |
| f. 第 51 条(3) 改正案    | 一時ケアと拘束の判断基準                |
| g. 第 61 条(9) 改正案    | 里親のもとでリスクに直面している子どもの里親からの分離 |
| h. 第 61 条(9) 改正案    | 里親のもとでリスクに直面している子どもの里親からの分離 |

## 2. 序 保護を要する子どもの定義に関する改正案

現行の CFS 法第 37 条(2)項は、保護の根拠を、裁判所が子どもが保護を要すると判断する環境である、と規定している。

インクエストおよび専門家委員団の報告は、子どもによりよい保護を提供するためには、現行法に規定された保護の根拠の数項を改正するよう勧告した。例えば勧告書には、以下のような懸念が表明された。

- ・ 現行法では、保護の根拠にネグレクトを含むか否かに関連して、相反する見解がある

- ・ 心理的危険と心理的危険のリスクからの保護の根拠の規定は、難解で活用できない（「重  
度の」不安、抑鬱、後退、自虐的あるいは攻撃的行動が見られなければならない；親の  
行為の影響が認知されていない）

- ・ 身体的、性的、心理的危険のリスクの認定基準が高すぎる（「実質的リスク」）

公布後の CFS 改正法は、これらの問題点を処理しやすくするものでなければならない。

## 2a. 第 37 条 (2) (a) 身体的危害から の保護の根拠

公布後の改正法の変更項目は以下の通り；

- ・ 「ネグレクトの態度」および「結果として」という表現を追加し、保護の根拠にネグレ  
クトが含まれることを明示し、
- ・ (i)の「子どもにケアと扶養、あるいは監督と保護を十分に行うことを怠った」という表  
現簡明化し、「子どもを十分にケアし、扶養、あるいは保護することを怠った」とする。

| 現行法                                                                                                  | 公布後の改正法                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 37(2)(a) 子どもが、子供の世話をしていた人物から加えられたり、その人物が、子どもにケアと扶養、あるいは監督と保護を十分に行うことを怠ったことによって引き起こされた、身体的危害を受け続けている； | 37(2)(a) 子どもが、子供の世話をしていた人物から加えられたり、その人物の以下の行為によって引き起こされたり、その行為の結果として、身体的危害を受け続けている、<br><br>(i) 子どもを十分にケアし、扶養、あるいは保護することを怠った、あるいは<br>(ii) 子どもをケア、扶養、監督、保護するのに、ネグレクトの態度をとった |

変更事項は太字で示した。

## 2b. 第37条(2)(b) 身体的危害のリスク

変更事項は以下の通り：

- ・「実質的リスク」を「子どもが被る可能性のあるリスク」に換え、子ども保護に携わるワーカーが早期に介入できるようにする
- ・(a)の「ネグレクトの態度」など、身体的危害を表す表現を追加し、身体的危害からの保護の根拠にはネグレクトが含まれることを明示する

| 現行法                                                          | 公布後の改正法                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 37(2)(b) 子どもが、(a)に述べられている、身体的危害を受けたり引き起こされるだろうという、実質的リスクがある： | 37(2)(b) 子どもが、子供の世話をしていた人物から加えられたり、その人物の以下の行為によって引き起こされたり、その行為の結果として、身体的危害を受ける可能性がある、というリスクがある、<br><br>(i) 子どもを十分にケアし、扶養、あるいは保護することを怠った、あるいは<br>(ii) 子どもをケア、扶養、監督、保護するのに、ネグレクトの態度をとった |

変更事項は太字で示した。

## 2c. 第37条(2)(d) 性的危害のリスク

公布後の改正法では、「実質的リスク」を「子どもが被る可能性のあるリスク」に換え、子ども保護に携わるワーカーが、子ども保護に早期に介入できるようにする。

| 現行法                                                               | 公布後の改正法                                                               |
|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 37(2)(d) 子どもが、(c)に述べられているような、性的いたずらを受けたり、性的に搾取されるだろうという実質的リスクがある： | 37(2)(d) 子どもが、(c)に述べられているような、性的いたずらを受けたり、性的に搾取される <b>可能性の</b> リスクがある： |



## 2d. 第37条(2)(f) 心理的危害

(訳者注；以降 2g.まで目次と不一致 2d. は第37条(2)(d) 性的危害のリスクとなっている)

専門家委員団は、心理的危害の根拠は煩雑すぎると感じた。「重度」の不安、抑鬱、後退、自虐的行動の立証を必要とし、治療に対する親の同意だけが重視され、親の行為は心理的危害の要因に含まれていないのである。これでは場合によっては、親が子供の心理的危害の原因になっているとしても、子どもの治療に同意すれば、子どもは保護を必要としない、と主張できることになりかねない。

公布後は以下の点が改正される：

- ・ 立証された危害の程度を「重度の」から「深刻な」に変更し、子ども保護に携わるワーカーがより早期に子どもの保護に介入できるようにする
- ・ ネグレクトが子どもの心理的ウェルビーイングに及ぼす影響を認識し、心理的危害の症状のリストに「発達の遅れ」を加える
- ・ 心理的危害に関する条項を2項目に分け、それぞれ保護の根拠とする
  - ・ 親または子どもの世話をしている人物の行動が子どもに危害を与えた場合に関する条項を加える
  - ・ 子どもが治療を受けているか、のみに関する条項は現行のままとする

親もしくは子供の世話をしている人物が原因となっている心理的危害からの保護の根拠に関する、法改正後の規定によれば、子どもの保護に携わるワーカーが、親の行動と子どもに及ぼされた危害の関連性を立証することが重要となる。

| 現行法 | 公布後の改正法                                                                                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 37(2)(f) 子どもが心理的危害を被っており、それは以下の深刻な症状により立証される、<br>(i) 不安<br>(ii) 抑鬱<br>(iii) 後退<br>(iv) 自虐的あるいは攻撃的行動、または<br>(v) 発達の遅れ、<br>そして子どもの被っている心理的危害は、子供の親、または子供の世話をしている人物の様々な行動、あるいは行動を怠ったこと、ネグレクトの態度の結果であると信じるに足る、合理的根拠がある。 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>37(2)(f) 子どもが心理的危険を被っており、それは以下の重度の症状により立証される、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 不安</li> <li>(ii) 抑鬱</li> <li>(iii) 後退</li> <li>(iv) 自虐的あるいは攻撃的行動、</li> </ul> <p>そして子供の親、または子供の世話をしている人物は、その危険を改善あるいは軽減するためのサービスまたは治療を提供しない、拒否する、もしくはこれに同意することができない、あるいは応じられない。</p> | <p>37(2)(f) 子どもが(f)(i), (ii), (iii), (iv), (v)で述べられた様々な心理的危険を被っており、子供の親、または子供の世話をしている人物は、その危険を改善あるいは軽減するためのサービスまたは治療を提供しない、拒否する、もしくはこれに同意することができない、あるいは応じられない。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2e. 第37条(2)(g) 心理的危険のリスク

公布後の改正項目は以下の通り：

- ・「実質的なリスク」という表現を、「子どもが被る可能性のあるリスク」と書き換え、子ども保護に携わるワーカーがより早期に子ども保護に介入できるようにする。
- ・前述の心理的危険についての条項に列挙したすべての変更を本項でも加える：
  - ・立証すべき危険を「重度の」でなく「深刻な」と変更し、子ども保護に携わるワーカーがより早期に子ども保護に介入できるようにする。
  - ・ネグレクトが子どもの心理的ウェルビーイングに及ぼす影響を認識し、心理的危険の症状のリストに「発達の遅れ」を加える
  - ・心理的危険に関する条項を2項目に分け、それぞれ保護の根拠とする
    - ・親または子どもの世話をしている人物の行動が子どもに危険を与えた場合に関する条項を加える
    - ・子どもが治療を受けているか、のみに関する条項は現行のままとする

親もしくは子供の世話をしている人物が原因となっている心理的危険のリスクからの保護の根拠に関する、法改正後の規定によれば、子どもの保護に携わるワーカーが、親の行動と子どもに及ぼされた危険のリスクの関連性を立証することが重要となる。

| 現行法                                                                                                                                     | 公布後の改正法                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                         | 37(2)(g) 子どもが、親または世話をしている人物の側の行動や行動するのを怠ったこと、あるいはネグレクトの態度の結果として、(f) (i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)の各項に述べられたような心理的被害を被る可能性のリスク；                                      |
| 37(2)(g) 子どもが(f)に述べられたような心理的被害を被るだろうという、実質的なリスクがあり、子供の親、または子供の世話をしている人物は、その被害を防ぐためのサービスまたは治療を提供しない、あるいは拒否する、もしくはこれに同意してくれない、あるいは同意できない。 | 37(2)(g.1) 子どもが(f)(i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)の各項に述べられたような心理的被害を被る可能性のリスクがあり、子供の親、または子供の世話をしている人物は、その被害を防ぐためのサービスまたは治療を提供しない、あるいは拒否する、もしくはこれに同意してくれない、あるいは同意できない。 |

## 2 f. 第 51 条(3) 「一時ケアと拘束の判断基準」(第 13 条)

現行の CFS 法第 51 条(3)項は、子どもは保護を要するかどうかを決定するための公聴会が開かれるまで、子どもを親または世話をする人から一時的に分離するための命令を発令する前に、裁判所が考慮しなければならないことがらを規定するものである。現行法では、「子どもの健康と安全を脅かす実質的なリスク」があるかどうかを考察しなければならない。

公布後の改正法では、「子どもの健康と安全を脅かす実質的なリスク」を削除し、新しく以前より低い危害のしきい値を設定し、「子どもが危害を被る可能性のリスク」と書き換える。これにより、各 CAS は子ども保護のためのより早期の介入が可能になるはずである。

| 現行法                                                                                                                                 | 公布後の改正法                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 51(3) 裁判所は、子どもの健康と安全を脅かす実質的なリスクがあり、子どもは(2)項(a)または(b)に基づく命令では十分に保護されないと信じるに足る、妥当かつ立証可能な根拠があると確信できない限り、(2)項(c)または(d)に基づき、命令を発してはならない。 | 51(3) 裁判所は、子どもが危害を被る可能性のリスクがあり、子どもは(2)項(a)または(b)に基づく命令では十分に保護されないと信じるに足る、妥当かつ立証可能な根拠があると確信できない限り、(2)項(c)または(d)に基づき、命令を発してはならない。 |

2g. 第 61 条(9) 里親のもとでリスクに直面している子どもの里親からの分離(第 17 条)

第 61 条(9)の規定は、緊急の場合には、CAS は、長期里親（クラウンワードが2年間里親の元に居住していた）からクラウンワードを引き離すことができ、「子どもの健康と安全を脅かす実質的なリスク」があるなら、まず通告し、その決定の再審査を実施するという手順をふまなくてよい、というものである。

公布後の改正法では、「子どもの健康と安全を脅かす実質的なリスク」を削除し、新しく以前より低い危害のしきい値を設定し、「子どもが危害を被る可能性のリスク」と書き換える。

| 現行法                                                                                                                                                                   | 公布後の改正法                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 61(7) 子どもがクラウンワードであり、里親の元に継続的に2年間居住していた場合、協会は、まず里親に対し、子どもの分離の提案と里親の第 61 条に基づく再審査請求の権利について 10 日前に通告することなく、(6)項に基づき子どもを分離してはならない。                                       | 変更なし                                                                                                          |
| 61(8) 里親が、(7)項に基づく通告を受理してから 10 日以内に第 68 条に基づき再審査を請求した場合、協会は、請求された再審査やさらに詳しい再審査が長官 (Director)により終了し、さらにケースによっては、協会の理事会あるいは長官が、子どもを里親から分離するよう勧告するまでは、子どもを里親から分離してはならない。 | 変更なし                                                                                                          |
| 61(9) 里親への通告および第 68 条に基づく再審査に要する期間中に、子どもの健康と安全が脅かされる実質的なリスクがあるだろうと、長官あるいは担当理事が考える場合には、(7)および(8)の両項は適用されない。                                                            | 61(9) 里親への通告および第 68 条に基づく再審査に要する期間中に、 <b>子どもが危害を被る可能性のリスク</b> があるだろうと、長官あるいは担当理事が考える場合には、(7)および(8)の両項は適用されない。 |

### 3. 記録の閲覧

f. 調査段階 閲覧許可証（第74条.1）及び通信閲覧許可証（第74条.2）に関する条項の新設

g. 手続き開始以降 第74条改正案

h. 裁判所命令の監視 第74条改正案

### 3. 記録の閲覧

#### はじめに

インクエストおよび専門家委員団は、各 CAS が、特に調査段階において、子ども保護のために必要な情報を収集しやすくする必要があることに関連して、勧告書を作成した。公布後の改正法は現行法を変更し、以下の3段階ごとにこの問題について述べている。

- ・ 調査段階
- ・ 手続き開始後
- ・ 命令発令後

#### 3a. 新節 74.1 および 74.2 調査段階における情報の閲覧

##### 1. 閲覧許可証

現行法の第 74 条は、各 CAS に記録を閲覧する命令の取得を許可するものである。記録はいつでも閲覧可能であるが、調査段階（訴訟手続きを開始する以前）に閲覧してもいいかどうかについて、いづらか混乱がある。

公布後の改正法では、新しい条項（第 74 条 1）が設けられ、特定の記録またはその記録の一部が、子どもが保護を要する、あるいはその可能性がある、との申し立ての調査に有効である、と信じるに足る妥当な根拠がある、という宣誓資料の基盤について確信が得られれば、各 CAS は、その記録あるいはその一部の閲覧許可証を、裁判所あるいは治安判事に申請することができるようになる。

閲覧許可証が発行されれば、協会は記録を調べたり、傷つけることなくコピーしたり、コピーをとる目的で持ち出してもいいことになる。閲覧許可証の有効期限は 7 日間である。必要に応じて、治安官が閲覧許可証の作成に参加する場合もある。本規定は、その枠外では弁護士・依頼人特権により保護されるべき諸記録にまで拡大適用はされない。精神衛生法に基づく臨床記録や、CFS 法第 183 条に基づく精神障害の記録の閲覧許可証を請求すると、特別審査を受けることになる。

閲覧許可証に使用される用紙や手続きを定めた規定は、CFS 改正法公布の日から効力を発することになると期待されている。

## 2. 通信閲覧許可証 (telewarrant)

公布後の改正法には、調査段階において閲覧許可証の申請をすることができない状況（例えば、緊急事態）についての規定（第 74 条.2）が新たに追加される。新設の規定により、各 CAS は裁判所または治安判事に対し、何らかの記録またはその記録の特定の部分を閲覧するため、通信閲覧許可証を、申請することができるようになる。通信閲覧許可証とは、ファクシミリその他の通信手段により取得される閲覧許可証のことである。

新設の規定のもとでは、CAS は裁判所または治安判事に対し、以下の事柄について明確に示さなければならない：

- ・ 特定の記録またはその記録の一部が、子どもが保護を要する、あるいはその可能性がある、との申し立ての調査に有効である、と信じるに足る妥当な根拠がある、と述べた宣誓資料の基盤について；また
- ・ 第 74 条 1 に基づき、閲覧許可証を申請するために、裁判所または治安判事の前に個人として出頭することが、実行不能であること。

CAS 協会は、参考資料として、記録またはその記録の一部が、子どもが保護を要する、あるいはその可能性があるとの申し立ての調査に有効である、と信じる根拠ばかりでなく、裁判所または治安判事の前に個人として出頭することが実行不能である状況についての陳述を挿入しなければならない。

通常の見学許可証の場合と同じく、通信閲覧許可証が発行されれば、協会は記録を調べた

り、傷つけることなくコピーしたり、コピーをとる目的で持ち出してもいいことになる。通信閲覧許可証の有効期限は7日間である。必要に応じて、治安官が通信閲覧許可証の作成に参加する場合もある。本規定は、その枠外では弁護士・依頼人特権により保護されるべき所記録にまで拡大適用はされない。精神衛生法に基づく臨床記録や、CFS 法第 183 条に基づく精神障害の記録の通信閲覧許可証を請求すると、特別審査を受けることになる。

通信閲覧許可証に使用される用紙や手続きを定めた規定は、CFS 改正法公布の日から効力を発することになると期待されている。

### 3b. 第 74 条改正案 手続き開始後の資料の閲覧

CFS 法第 74 条は、CAS が記録の調査命令を獲得できるようにするものであるが、現行法には以下の問題がある：

- ・ 虐待（保護の根拠となる 12 項目の内わずか 5 項目）に関わる記録もしくは記録の一部にしか適用されない；そして
- ・ 精神衛生法第 35 条に基づく臨床記録の閲覧に関しては平衡判断の規定があるが、CFS 法第 183 条に基づく精神障害の記録に関してはない。

#### 1. 第 74 条(2)の変更事項 申請と通告のための必要条件

公布後の改正法では以下項目が変更される：

- ・ 各 CAS が、第 4 章に基づく手続き、あるいは特定の命令への応諾に関する記録または記録の一部の提示命令を動議、もしくは申請することができるようになる；そして
- ・ 強制通告の必要条件が廃止される。これにより、家庭裁判所規定の条項が通告に適用されることになる（緊急事態においては通告なしに動議を起こすことができる）。

| 現行法                                                                                  | 公布後の改正法                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 74 条(2) 協会長または協会はいつでも、記録を所有あるいは管理する者に通告した上で、(3)項に基づき、その記録または記録の一部の提示命令を動議することができる。 | 第 74 条(2) 協会長または協会はいつでも、記録を所有あるいは管理する者に通告した上で、(3)または(3.1)項に基づき、その記録または記録の一部の提示命令を動議または申請することができる。 |

## 2. 命令獲得の根拠の拡大

現行法では、裁判所が CAS に対し、記録の閲覧を命じることができるのは、その資料が子どもが虐待を受けている、あるいは受ける可能性がある（12項目の子ども保護の根拠の内わずか5項目）かどうかの審査に関連する可能性があり、CAS が資料請求をしたが拒否された場合である。これでは、虐待以外の保護の根拠に基づき、保護を必要とする可能性のある子ども達に関する情報を入手するという、CAS の能力を制限することになる。

公布後の改正法ではこの根拠を、資料が第 4 章（子どもの保護）に基づく手続きに関連がある場合にまで拡大することになる。

| 現行法                                                                                                                                                                                                                                                                             | 公布後の改正法                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 74(3) 裁判所が以下の事柄について確信を得ている場合、<br>(a) 特定の記録が、子どもが虐待を受けている、あるいは虐待を受ける可能性があるかいなかの判断に意味を持つと思われる情報を含んでいる；また<br>(b) その記録を保持または管理している人物が、長官または各協会長にたいし、これを調査する許可を与えることを拒んだ、<br>裁判所は、その人物に対し、長官または各協会長のいずれか、あるいは裁判所から正式に許可を受けた長官または各協会長が調査またはコピーできるよう、その記録または記録の所定の部分を提示するよう、命ずることができる。 | 74(3) 裁判所が、(2)項に述べられた動議の対象である記録または記録の一部が、本規定に基づく手続きに関連のある情報を含んでいる、そして、その記録を保持または管理している人物が、長官または各協会長にたいし、これを調査する許可を与えることを拒んだ、との確信を得ている場合には、裁判所は、その記録を保持または管理している人物にたいし、長官、もしくは協会、もしくは裁判所が調査またはコピーできるよう、その記録または所定の一部をていじするよう、命ずることができる。 |

## 3. 精神衛生法 に基づく臨床記録の判断

精神衛生法 第 35 条は、臨床記録とは、精神科施設に保管されている患者に関する臨床記録を指す、と定義している。

現行法の下では、ある記録が、精神衛生法 第 35 条の定義に基づく臨床記録であり、CAS



が本法第 74 条に基づきその記録の提示を求める動議を発した場合、医師は、CAS はその記録を閲覧すべきかどうか決定するための聴聞会の開催を要求することができる。精神衛生法 第 35 条によれば、記録の閲覧命令を決議するには、裁判所は、その情報が開示された場合の患者または第三者に対する危害の可能性について考察しなければならない。そして危害の可能性がある場合には、裁判所は、それが「正義にとって最も重要」でない限り、開示命令を発令してはならない。

現行法第 74 条(7)は、精神衛生法 第 35 条の定義に基づく記録の提示命令を発するかどうかの決定において、裁判所が考察しなければならない事項を規定するものである。第 74 条(7)項の規定によれば、精神衛生法 第 35 条の規定する問題と、子どもの健康と安全の確保の必要性を、平等に考察しなければならない。

公布後の改正法では、第 74 条(7)(b)に基づき裁判所が考察しなければならない事項を、保護に重点を置くという改正法の原則に沿って、現行の「子どもの健康と安全の保護の必要性」から「子どもの保護の必要性」に変更する。

| 現行法                                                                                                                                                                     | 公布後の改正法                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 74(7) 本条(2)項に基づく申請が、精神衛生法 第 35 条の定める意味に当てはまる臨床記録である場合、同法第 35 条(6)項(担当医の陳述、聴聞)は、以下の事項に適用され、裁判所は以下の事項を平等に考慮する、<br>(a) 同法第 35 条(7)項に基づき考慮すべき問題、および<br>(b) 子どもの健康と安全を守る必要性。 | 74(7) 本条(2)項に基づく申請が、精神衛生法 第 35 条の定める意味に当てはまる臨床記録である場合、同法第 35 条(6)項(担当医の陳述、聴聞)は、以下の事項に適用され、裁判所は以下の事項を平等に考慮する、<br>(a) 同法第 35 条(7)項に基づき考慮すべき問題、および<br>(b) <b>子どもの保護の必要性。</b> |

#### 4. 精神障害の記録の新判断基準

現行の CFS 法第 183 条(1)項では、精神障害の記録を、理にかなった判断をする能力を著しく損なう、情緒過程、思考、あるいは認知のきわめて深刻な障害をもつ人物に関する記録、と定義している。

現状では、記録が CFS 法第 183 条に基づく精神障害の記録であり、CAS が同法第 74 条に基づきその記録の提示を動議した場合、医師は、CAS にその記録を閲覧させるべきか否か決定するために、聴聞会の開催を要求することができる。裁判所は、閲覧命令を発令するかどうかの決定において、「正義にとって最も重要な」ものと、当人または第三者に危害が加えられる可能性の釣り合いを考慮しなければならない。これは精神衛生法 第 35 条の定義に基づく臨床記録の場合と同一の判断基準である。ただし、CFS 法第 74 条(7)が、精神衛生法 第 35 条の定義に基づく臨床記録の閲覧については、子どもの保護とその他の様々な要素の釣り合いを考慮しなければならないとしているのに対し、精神衛生法 は、CFS 法第 183 条に基づく精神障害の記録の提示に関して、諸要素を同じように平衡的に考慮するべきであると規定してはいない。

公布後の改正法では、このような状況を改善するべく、精神障害の記録の提示命令発令を

決定する場合の判断基準を規定する条項を新たに追加することになる。

| 現行法 | 公布後の改正法                                                                                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 74(8) 本条(2)項に基づく動議あるいは申請が、第183条の意味に当てはまる精神障害の記録に関わるものである場合、同項は以下の事項に適用され、裁判所は以下の事項を平等に考慮する、<br>(a) 本法第183条(6)項に基づき考慮すべき問題、および<br>(b) 子どもの保護の必要性。 |

### 3c.第 74 条改正案 裁判所命令を監視するための情報の入手

第74条は必ずしも裁判所命令を監視する目的の記録の提示に関して、明確に規定するものではない。場合によっては、裁判所がその命令自体の中で情報の開示を規定することもある。そうでない場合には、CASが命令の対象となる人たちの同意を得るのだが、これは必ずしも可能ではない。

公布後の改正法は、CASが、特定の裁判所命令の監視の目的で、記録の提示命令を請求できることを明確に規定する条項を新たに追加する。これにより、CASは、子どもを保護するために必要な情報を入手しやすくなるはずである。

| 現行法 | 公布後の改正法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 74(3.1) 裁判所が、本条(2)項に該当する申請の対象である記録または記録の一部が、以下の事項のいずれかへの応諾の査定に関連がある、そしてその記録を保持または管理する人物が、長官、もしくは協会に対し、この記録の調査の許可を拒否したことを確信している場合、裁判所はその記録を保持または管理している人物に対し、長官、もしくは協会、もしくは裁判所が、調査またはコピーするため、その記録または記録の特定の部分を提示するよう、命令することができる： <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本法第51条(2)(b)または(c)に基づく、監督を必要とする命令</li> <li>2. 本法第51条(2)(c)または(d)に基づく、閲覧に関する命令</li> <li>3. 本法第57条に基づく、監督命令</li> <li>4. 本法第58条に基づく、閲覧命令</li> <li>5. 本法第65条に基づく、監督もしくは閲覧命令</li> <li>6. 本法第80条に基づく、差し止め命令</li> </ol> |

#### まとめ

要約すると、公布後の改正法では、CASが子どもの保護のために必要な情報入手の選択の幅が広がることになる。

| 段階                                   | 選択                      | 判断基準                                                                                                      |
|--------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査                                   | 裁判所または治安判事による閲覧許可証の発行   | 記録または記録の一部が、子どもが保護を必要としている、または今後必要とする可能性がある、という申し立ての調査のために有効であると信じるに足る、妥当な根拠                              |
| 調査                                   | 裁判所または治安判事による通信閲覧許可証の発行 | 閲覧許可証の場合と同じ（上項参照）基準に加えて、裁判所または治安判事の前に個人として出頭することが実行不能と思われること                                              |
| 手続き開始後                               | 動議                      | 記録または記録の一部が、第 章に基づく手続きに関連する情報を含んでおり、その記録を保持または管理する人物が、長官あるいは協会に対し、その調査を許可することを拒否したということを、裁判所に確信させなければならない |
| 手続き開始後<br>CAS は命令*遵守<br>状況を査定する必要がある | 申請                      | 記録または記録の一部が、以下の項目*のいずれかの遵守状況の査定に有効である可能性があり、その記録を保持または管理する人物が、長官あるいは協会に対し、その調査を許可することを拒否した                |

\*命令：

- ・ 本法第 51 条(2)(b)または(c)に基づく、監督を必要とする命令
- ・ 本法第 51 条(2)(c)または(d)に基づく、閲覧に関する命令
- ・ 本法第 57 条に基づく、監督命令
- ・ 本法第 58 条に基づく、閲覧命令
- ・ 本法第 65 条に基づく、監督もしくは閲覧命令
- ・ 本法第 80 条に基づく、差し止め命令

#### 4. 証拠関連事項

- a. 第 50 条(1) 改正案      過去の行状に関する証拠
- b. 第 54 条(8) 改正案      裁判所命令による査定の証拠としての有効性

#### 4 a. 第 50 条(1) 改正案      過去の行状に関する証拠

専門家委員団は、養育歴は手続きのすべての段階において証拠として認められるのか、それとも裁判所が、子どもを協会以外の人物のケアまたは後見の下におく、または戻すよう命じる以前だけなのかに関して、混乱が生じたことがあった、と指摘し、証拠は手続きのどの段階でも有効である、と明示すべきだと勧告した。

現行法の第 50 条(1)項によれば、過去の行状の証拠は、その人物のケアの下にあった子ども達に関するものでなければならない。また、子ども虐待歴がある可能性のある人、あるいは直接その子どものケアに携わっていなかった人（例えば、子どもを性的に虐待したことがある、あるいは定期的に訪問しているボーイフレンド；または小児性愛者）にまで拡大しない。専門家委員団は、過去の行動は未来の行動の最良の予言者である、と述べ、子どもがその人物のケアを受けていたかどうかは別として、過去の行状の証拠はあらゆる子どもに対する行動に当てはまる、と拡大解釈すべきだと勧告した。

公布後の改正法では、過去の行状についての関連証拠を裁判所に提出しやすくするため、第 50 条(1)に以下の変更を加える：

- ・ 規定によれば、裁判所は、ある人物が、手続きの対象である子どもに対し、以下の事項に当てはまる場合には、その人物のあらゆる子どもに対する過去の行状を考慮することができる、：

- ・ その子どもをケアしている、もしくは
- ・ その子どもに接触することができる、もしくは
- ・ その子どものケアをする可能性がある、もしくは
- ・ その子どもに接触する可能性がある

この規定は、過去の行状を考慮される可能性のある人物にまで拡大され、裁判所は、その人物のケアを受けている子どもだけでなく、あらゆる子どもに対する過去の行状を考慮できるものとする。

- ・ 証拠は、いかなる子ども保護の手続きのいかなる段階においても有効である；
- ・ 裁判所が関連があると考える口頭、もしくは文書による陳述または通告は、証拠として認められる（「裁判所の指示により」立証する必要はない）ことを明示する；そして
- ・ 裁定の理由を、裁判所が考慮できる陳述あるいは通告のリストに加える。

公布後の改正法第 50 条(1)硬派、調査の実施に影響を及ぼすはずである、ということも明記すべきである。当事者である子供の世話をしている親または人物のその子どもに対する行動にのみ注目するのではなく、以下の事項に関連する情報の収集も重要であろう：

- ・ その子供の世話をしている親または人物の他の子どもに対する行動；および適切な状況において、子どもに意図的に接触する可能性のあるその他の人々（例えばボーイフレンド、周辺の人々、など）の行動

| 現行法                                                                                                                                                                                                                       | 公布後の改正法                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>50(1) 証拠法のいかなる規定にもかかわらず、子どもを協会以外の人物のケアと後見の下におく、あるいは戻すよう命じる前に、裁判所は、その人物が現在世話をしている、あるいはこれまでに世話をしたことのあるすべての子どもに対する、その人の過去の行状を考慮することができ、以前の民事もしくは刑事訴訟における、裁判所記録の謄本、証拠物件、あるいは事実認定など、裁判所が関連があると認めた、いかなる口頭または文書による陳述や通告も、</p> | <p>50(1) 証拠法のいかなる規定にもかかわらず、本項の規定に基づくいかなる手続きにおいても、</p> <p>(a) 裁判所は、ある人物が現在、当該訴訟手続きの対象者である子供の世話をしている、または接触する、あるいは世話をする、または接触する可能性がある場合、その人物のいかなる子どもに対する過去の行状も考慮することができる；そして</p> <p>(b) 以前の民事もしくは刑事訴訟におけ</p> |

|                                  |                                                                            |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 証拠として認められ、裁判所の指示に従って立証しなければならない。 | る、裁判所記録の謄本、証拠物件、事実認定、判決理由など、裁判所が関連があると認めた、いかなる口頭または文書による陳述や通告も、証拠として認められる。 |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|

#### 4 b. 第 54 条(8) 改正案 裁判所命令による査定の証拠としての有効性

現行法では、第 54 条(1)項に基づき裁判所が命じた査定を、ひとりもしくは複数の被査定者の同意なしに証拠として認めることができるのは、数種類の訴訟に限られている。専門家委員団は、査定は、いかなる子どもに関するいかなる訴訟手続きにおいても証拠として認定されるべきである、と勧告した。

公布後の改正法では、第 54 条(1)項に基づいて命じられた査定を同意なしに証拠として認めることができる訴訟手続きの範囲が、CFS 法第 章(子どもの保護)に基づくすべての訴訟手続きにまで拡大されることになる。

これにより、査定は、それが命じられた訴訟手続きばかりでなく、第 章に基づくその他のいかなる訴訟手続き(例えば、当事者である子どもまたはその他の子どもに関する、別の子ども保護訴訟)や、第 81 条(子どもの代理権の復活)に基づく控訴、訴訟手続き、コロナー法に基づく訴訟手続きにおいても証拠として認められることになる。

| 現行法                                                                                                                                                                             | 公布後の改正法                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 54(8) 本条(1)項に基づき命令された査定報告は、以下の場合を除く訴訟手続きにおいては、査定を受けたひとりないし複数の人物の同意がなければ、証拠として認められない、<br>(a) 第 69 条に基づく訴訟手続きにおける控訴；<br>(b) コロナー法 に基づく訴訟手続き；<br>(c) 第 81 条(子どもの代理権の復活)に該当する訴訟手続き。 | 54(8) 本条(1)項に基づき命令された査定報告は、以下の場合を除く訴訟手続きにおいては、査定を受けたひとりないし複数の人物の同意がなければ、証拠として認められない、<br>(d) 第 69 条による控訴を含む、本章に基づく訴訟手続き；<br>(e) コロナー法 に基づく訴訟手続き；<br>第 81 条(子どもの代理権の復活)に該当する訴訟手続き、 |

## 5. 通告の義務に関する改正案

- a. 専門家及び一般国民の共通通告義務
- b. 進行中の通告義務に関する新規定
- c. 直接通告義務に関する新規定
- d. 専門家の通告不履行に対する拡大罰則規定
- e. 通告義務に関する全規定の一本化

## 5. はじめに 第72条改正案 通告義務(第22条)

インクエスト及び専門家委員団報告の中には、一般国民や専門家からの通告の増加を促すために、通告義務の改正を勧告するものがあった。専門家委員団の見解では、一般国民の審査とは別に専門家に対する審査があるのは混乱を生じかねない。さらに同委員団は、CASに直接通告しない人、あるいは一度通告した後に、CASにたいし、新しい事件や事件の再発の通告を怠る人がいることも指摘した。

公布後の改正法では、以下の点が変更される：

「嫌疑をかけるに足る妥当な根拠」のしきい値を活用し、一般国民と専門家に共通の

## 通告義務を規定する

通告義務は、他人に委任できない進行中の責務であるということを明示する

通告を怠った専門家に対する罰則規定を拡大し、虐待だけでなくあらゆる保護の根拠（子どもが同意の下に裁判所に出頭している場合の保護の根拠を除く）の通告不履行にまで適用する

通告義務に関するすべての規定を一つの条項にまとめる

### 5 a. 専門家及び一般国民の共通通告義務

通告の増加を促すために、専門家及び一般国民の共通通告義務を設定する。査定基準は、現行法では専門家の査定基準である「**嫌疑をかけるに足る妥当な根拠**」とする。これは、一般国民からのより早い時期の通告を促すために、現行法の一般国民の査定基準である「**妥当な根拠に基づき信じる**」より低いしきい値となっている。

通告すべきことがらは、通告義務の条項に列挙される。保護の根拠も改正され、これにより、（例えば危害のリスクのしきい値を低くする、「**ネグレクトの種類**」という言葉をつけ加える、心理的危険のしきい値を低くする、などにより）より早い時期の通告を促すことになるはずである。

| 現行法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 公布後の改正法                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>72(1) 本条および第 73、74、75 条においては、</p> <p>「虐待を受ける」という語句が子どもに関連して使われる場合に、第 37 条(2)(a)、(c)、(e)、(f)、(h)の定義による保護を必要とする、という意味である。</p> <p>72(2)子どもが現在保護を必要としている、あるいはその可能性がある、と信じるに足る妥当な根拠がある人は、直ちにその所信とその根拠となる情報を、協会に通報しなければならない。</p> <p>72(3) 本法以外のいかなる法令の規定にも関係なく、(4)項に当てはまる人物で、専門職や公務を通じて、子どもが現在虐待を受けている、もしくはその可能性がある、もしくは過去に虐待を受けた可能性がある、と疑うに足る妥当な根拠があるなら直ちに、その疑惑とその根拠となる情報を、協会に通報しなければならない。</p> | <p>72(1) 本法以外のいかなる法令の規定にも関係なく、子どもに関する専門家あるいは公職者を含む人物が、以下のいずれかを疑うに足る妥当な根拠があるなら、その人物は直ちに、その疑惑とその根拠となる情報を、協会に通報しなければならない：</p> <p>第 37 条(2) 項の根拠をここに列挙する。ただし、同意がある場合の条件を規定する(1) 項を除く。</p> |



## 5 b. 進行中の通告義務に関する新規定

現行の CFS 法の規定には、同一のひとりないし複数の子どもに関する追加通報については述べられていないが、いくつかのインクエストにおいて、ケースによっては、一般国民や専門家は、保護に関する変化あるいは進行中の事件について、協会に対し、必ず報告しているわけではない、という情報が提供された。いったん公的機関が「関わりをもて」ば子どもは安全であろう、あるいは協会は何とかして状況変化を認識するはずだ、と憶測されることが多いのである。

専門家委員団は、CFS 法を改正し、通告義務は*進行中の義務*であることを明らかにし、いかなる事件が新たに、あるいは繰り返し発生しても協会の注意を喚起しなければならないことを確認すべきである、と勧告した。公布後の改正法には、この問題を扱う新規定が追加される。

| 現行法 | 公布後の改正法                                                                                         |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 72(2)(1)項に規定された事項のいずれかを疑うに足る、追加的な妥当な根拠がある人は、同一の子どもに関してすでに通告を済ませているとしても、(1)項に基づき追加の通告をしなければならない。 |

## 5 c. 直接通告義務に関する新規定

現行の CFS 法は通告義務の委任に関しては規定していないが、専門家が、スタッフが代理で通告するものと思いをしている場合が時々ある。このため子ども援護保護協会への通告が遅れたり、全く通告されない、という結果になりかねない。

専門家委員団は、通告義務を改正し、通告義務は*個人の義務*であり、他人に委任することはできないことを明示すべきである、と勧告した。例えば、医師は自分にかわって通告するよう、看護婦に指示するのではなく、本人が通告しなければならない。公布後の改正法では、この問題を扱う規定が新たにつけ加えられる。

| 現行法 | 公布後の改正法                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|
|     | 72(3)(1)および(2)項に基づく事件の通告義務を負う者は、本人が協会に直接通告するものとし、自分にかわって通告するよう他者に依頼してはならない。 |

## 5 d. 専門家の通告不履行に対する拡大罰則規定

現行の CFS では、専門家は、12 項目の保護の根拠の内わずか 5 項目にしか該当しない「虐待」の通告不履行に対してのみ、罰則が科せられる。ところが、公布後の改正法では、専門家の通告不履行に対する罰則を拡大し、虐待に限らず、すべての保護の根拠に科されることになる。専門家に対する罰金は、現行通り最高 1,000 ドルとし、一般国民の通告不履行には従来通り、罰則はない。

コミュニティー・社会サービス省は、専門家に通告義務の拡大を認識させるのに有効な方策を模索中である。

| 現行法                                                                                                                                                                                          | 公布後の改正法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>85(1) 本条(b)および第 72 条(3)の両項に違反した者；そして</p> <p>ある法人による上記のような違法行為を是認、許可、あるいは同意した、同法人の会長、職員、または従業員は、法律違反を犯しており、有罪判決により 1,000 ドル以下の罰金、あるいは、第 72 条(3)項違反の場合をのぞき、1 年以内の禁固刑のいずれか、もしくは双方に処せられる。</p> | <p>72(4) 本条(5)項に述べられた者は、以下の事項に該当するなら、法律違反を犯していることになる、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 疑惑を通告しなかったため、本条(1)もしくは(2)項に違反している；そして</li> <li>(b) 疑惑の基礎となった情報は、専門家としてあるいは職員としての業務を通じて得たものである。</li> </ul> <p>72(6.1) ある法人の従業員による、(4)項違反を是認、許可、あるいはこれに同意した、同法人の会長、職員、または従業員は、法律違反を犯している。</p> <p>72(6.2) (4)または(6.1)項違反で有罪判決を受けた者は、1,000 ドル以下の罰金を科せられる。</p> |

## 5 e. 通告義務に関する全規定の一本化

現行の CFS 法では、通告義務の規定は、3 条(第 37 条(2)、第 72 条、第 85 条)で別々に扱われている。専門家委員団は、すべての通告義務規定を 1 条にまとめるべきだと勧告した。

公布後の改正法では、通告義務を詳しく規定した完全な規定を作成し、通告すべき事項を列挙し、罰則を規定し、これが一カ所にまとめられることになる。

### 義務の免除

義務の免除に関する規定には実質的な変更は加えられないことを明記しておくべきである

CFS 法は、悪意をもって、あるいは疑惑の根拠がないのに通告されたのでない限り、義務の免除について引き続き規定する。さらに、CFS 法には、弁護士と依頼人の間に特典が存在する可能性がある場合には、通告義務が免除されるとの規定も、従来通り残される。

6. より早い時期における、より断定的な  
定住計画(permanency planning)

- a. 第 29 条改正案 一時ケア合意期間の上限
- b. 第 70 条改正案 ソサエティ・ワードシップ期間の上限
- c. 第 57 条(6) 改正案 ソサエティ・ワードシップ命令発  
布以前の処遇審査
- d. 第 59 条改正案 クラウン・ワードとの面会

6. はじめに 「24 ヶ月規定」

現行の CFS 法の下では、子どもが子ども保護援助協会のケアを受けられる最大期間は、ソサエティ・ワードとしてであろうと、一時ケアの合意に基づいてであろうと、24 ヶ月で、この期間は連続的に計算される。言い換えれば、子どもが自宅に戻るたびに、時計はゼロにリセットされ、そのため堂々巡り状態が引き起こされることもあるのである。

これまでの調査で、特に低年齢の子どもにとって、できるだけ早期に定住の場が与えられることが非常に重要である、ということが示された。専門家委員団は、インケアの期間は累積的に計算し（インケアにあった期間の合計を基礎とする）、ソサエティ・ワードシップの期間は子どもの年齢によって決めるべきである、と勧告した。

公布後の改正法第 29 条および第 70 条は、以下のことを実施することにより、より早期

の、より断定的な定住計画の作成を促すはずである：

- ・ 6歳未満の子どもが子ども保護援助協会の一時ケアを受けられる期間を、12ヶ月に短縮する；
- ・ 子どもが、ケアとケアの間に短い休止期間をおき、数年にわたって協会のケアを受けたり受けなかったりする（堂々巡り）ケースを少なくするために、すべての子どもが子ども保護援助協会の一時ケアを受けられる期間を、累積的に合計する。累積法では、ケアとケアの間で親が保護を再開したとしても、ケアを承認された期間がすべて加算される。子どもが過去5年以内に子ども保護援助協会のケアを受けたことがなかった場合に限え、時計がゼロにリセットされる；さらに、
- ・ それが子どもの最善の利益である場合に限り、裁判所は、ソサエティー・ワードシップの期間をさらに6ヶ月追加することを許可することができる。この規定により、特殊なケースにたいし柔軟な対応ができるようになる。

## 6 a. 一時ケアの合意に基づく期間の上限

公布後の改正法は、より早い時期の、より断定的な子どもの定住計画を促すことになる。現行法の下では、一時ケアの合意期間の計算法を規定する条項が2カ所ある。

- ・ 第29条(5)によれば、一時ケアの合意は6ヶ月を越えてはならないが、延長した合意期間の総計がその都度12ヶ月を越えないなら、何回でも延長可能である。この規定は改正法の公布後も変更されない。
- ・ 第29条(6)によれば、子どもが協会のケアを受ける期間が、最終的に連続24ヶ月を越えることになるような一時ケアの合意をしてはならないし、そのような延長もできない。24ヶ月の計算には以下の時期を含む：
  - ・ 一時ケア合意の期間
  - ・ 仮命令
  - ・ ソサエティー・ワード命令

公布後の改正法では、第29条(6)は以下の通り変更される：

- ・ 「連続」という言葉を削除し、累積的に計算できるようにする（途中で子どもが自宅に戻っても、ケアを受けた全期間を合計する）
- ・ 6歳未満の子どもの最大ケア期間を12ヶ月に短縮する
- ・ 6歳未満の子どもの場合の12ヶ月、および6歳以上の子どもの場合の24ヶ月には、

一時ケアの合意、仮命令、ソサエティー・ワードシップ命令下にあった過去のすべての期間を含む。ただし、子どもが過去5年間協会のケアを受けていなかった場合を除く。

5年除外規定の理論的根拠は、子どもと家族が過去に問題をかかえていたかもしれないが、少なくとも5年間は何とか対処してきたと思われる状況（「堂々巡り」ではない）を、容認するためである。

| 現行法                                                                                                                                                       | 公布後の改正法                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>29(6) 一時ケアの合意、仮命令、あるいは、本法第 部（子どもの保護）に基づくソサエティー・ワードシップ命令のいずれかの状況にある場合でも、子どもが、24ヶ月を超える期間、協会のケアあるいは後見の下におかれることになるような一時ケアの合意をしてはならないし、そのような延長もしてはならない。</p> | <p>29(6) 子どもが、以下を越える期間、協会のケアおよび後見の下におかれることになるような一時ケアの合意をしてはならないし、そのような延長もしてはならない、</p> <p>(a) 合意が成立あるいは延長された日に子どもが6才未満である場合、12ヶ月；あるいは</p> <p>(b) 合意が成立あるいは延長された日に子どもが6才以上である場合、24ヶ月。</p>            |
|                                                                                                                                                           | <p>29(6.1) (6)項で規定する期間を計算するには、子どもが、以下のいずれかの状況で、協会のケアと後見の下にある時間を合計するものとする。</p> <p>(a) 第57条(1)の2項に基づくソサエティー・ワードとして；</p> <p>(b) 第29条(1)項に基づく一時ケアの合意の下で；あるいは</p> <p>(c) 第51条(2)(d)項によち発令された仮命令の下で。</p> |
|                                                                                                                                                           | <p>29(6.2) (6)項で規定する期間は、(6.1)項で述べた、子どもが協会のケアと後見の下にあったすべての期間を含むものとする。ただし、子どもが協会のケアと後見の下になかった、連続5年以上の時期以前の期間を除く。</p>                                                                                 |

## 6 b. 第 70 条改正案 ソサエティ・ワードシップ命令発令期間の上限

現行法の第 70 条(1)項は、子どもは、連続 24 ヶ月を越える期間、ソサエティ・ワードシップ命令に従うことはできない、と規定している。さらに、第 70 条(2)項によれば、24 ヶ月の計算には、以下の時期が含まれる；

- ・ 一時ケアの合意
- ・ 特殊なニーズの合意
- ・ 仮命令

公布後の改正法には、以下の変更が加えられることになっている；

- ・ 「連続」の語を削除し、時間を累積的に合計するようにする（子どもが途中自宅に戻った場合でも、ケアを受けたすべての期間を合計する）
- ・ 6 才未満の子どもの最大期間を 12 ヶ月に短縮する
- ・ 6 歳未満の子どもの場合の 12 ヶ月、および 6 歳以上の子どもの場合の 24 ヶ月には、子どもが、一時ケアの合意、特殊なニーズの合意、仮命令、のいずれかの状況にあった過去のすべての期間を含む。ただし、子どもが協会のケアを受けていなかった過去 5 年間を除く。5 年除外規定の理論的根拠は、子どもと家族が、過去に問題をかかえていたかもしれないが、少なくとも 5 年間は何とか対処してきたと思われる状況（「堂々巡り」ではない）を、容認するためである。
- ・ それが子どもの最善の利益である場合に限り、裁判所は、ソサエティ・ワードシップの期間をさらに 6 ヶ月追加することを許可することができる。この規定により、特殊なケースにたいし柔軟な対応ができるようになる。

## 第 70 条改正案 ソサエティ・ワードシップ期間の上限

| 現行法                                                                         | 公布後の改正法                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 70(1) (3)項により、裁判所は、本章に基づき、子どもを連続 24 ヶ月以上、ソサエティ・ワードとしておくことになるような命令を発してはならない。 | 70(1) (3)および(4)項により、裁判所は、本章に基づき、子どもを以下の期間以上の間、ソサエティ・ワードとしておくことになるようなソサエティ・ワードシップ命令を発してはならない、<br><br>(a) 裁判所がソサエティ・ワードシップ |

|                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                     | <p>命令を発した日に、子どもが6才未満である場合、12ヶ月；あるいは</p> <p>(b) 裁判所がソサエティー・ワードシップ命令を発した日に、子どもが6才以上である場合、24ヶ月。</p>                                                                                                                                        |
| <p>70(2) (1)項で規定した24ヶ月の計算では、子どもが以下の状況で協会のケアを受けている期間を合計するものとする、</p> <p>(a) 第 章（自発的なサービスの利用）の第 29 条(1)項あるいは第 30 条(1)項（一時ケア、あるいは特殊なニーズの合意）に基づく合意が得られている場合；あるいは</p> <p>(b) 第 51 条(2)(d)に基づき仮命令が発令されている場合。</p>                           | <p>70(2) (1)項で規定した期間の計算では、子どもが以下の状況で協会のケアと後見の下にあった期間を合計するものとする、</p> <p>(a) 第 29 条(1)項あるいは第 30 条(1)項（一時ケア、あるいは特殊なニーズの合意）に基づく合意が得られている場合；あるいは</p> <p>(b) 第 51 条(2)(d)に基づき仮命令が発令されている場合。</p>                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                     | <p>70(2.1) (1)項で規定した期間には、子どもが、ソサエティー・ワードとして、あるいは(2)項に述べられた状況で、協会のケアと後見の下にあった、過去のすべての時期を含むものとする。ただし、子どもが協会のケアと後見の下におかれていなかった、連続5年以上の期間以前の時期を除く。</p>                                                                                      |
| <p>70(3) (1)項で規定した24ヶ月が終了し、さらに</p> <p>(a) 第 57 条(1)項に基づき発令される命令の控訴が始まっているが、まだ最終決着には至っていない；あるいは</p> <p>(b) 裁判所が第 65 条に基づく聴聞会を延期した場合には、この期間は、控訴が最終的に決着し、控訴により命じられた新たな聴聞会が完了するまで、あるいは第 65 条に基づき命令が発せられるまでは、その可能性がある期間、延長されるものと見なす。</p> | <p>70(3) (1)または(4)項で規定した期間が終了し、さらに</p> <p>(a) 第 57 条(1)項に基づき発令される命令の控訴が始まっているが、まだ最終決着には至っていない；あるいは</p> <p>(b) 裁判所が第 65 条に基づく聴聞会を延期した場合には、この期間は、控訴が最終的に決着し、控訴により命じられた新たな聴聞会が完了するまで、あるいは第 65 条に基づき命令が発せられるまでは、その可能性がある期間、延長されるものと見なす。</p> |
|                                                                                                                                                                                                                                     | <p>70(4) 第 57 条(1)項の2および4節により、裁判所は、(1)項に基づき認められる時期を、それが子どもの最善の利益であるならば、6ヶ月を越えない期間延長するよう、命じることができる。</p>                                                                                                                                  |



## 6 c. 第 57 条 ( 6 ) 改正案 クラウン・ワードシップ命令発布以前の処遇審査

現行法の第 57 条(6)項の規定によれば、裁判所は、子どもをクラウン・ワードに指定する前に、この命令の正当な根拠となる状況が、24 ヶ月以内に変わる可能性がないと、確信していなければならない。以前、この規定のため、子どもが不当に長期間ソサエティ・ワードのままおかれる結果となったことがある：

57(6) 裁判所は、この命令の正当な根拠となる状況が、24 ヶ月を越えない、充分予測可能な期間以内に変わる可能性がなく、子どもは、本章に基づく裁判所の介入の直前まで子供の世話をしていた人物のケアのもとに戻される可能性がある、と確信していない限り、(1)項 2 節に基づき、クラウン・ワードシップ命令を発してはならない。専門家委員団は、第 57 条(6)を廃止し、状況は 24 ヶ月以内に変わる可能性がないことを示さなければならない、との規定を削除すべきである、と勧告した。委員団は、この条項やその他の条項は：

「『24 ヶ月規定』として知られている。通常『規定』と言われているが、本法においては、クラウン・ワードシップの決定に認められる最大期間を意図していることは、明らかである。報告によれば、この『規定』が州内の多くの地域で一つの判断基準になっているというのは、子ども達にとって不幸なことである。」

と述べた。公布後の改正法では、より早い時期の、より断定的な定住計画を促すために、(6)項を廃止することになる。

## 6 d. 第 59 条 ( 2 ) ( 3 ) 改正案 クラウン・ワードとの面会 ( 第 16 条 )

現行法では、子供の親、兄弟、祖父母、またアボリジニの子どもの場合にはバンドすなわち生活共同体の長を含む人々は、クラウン・ワードへのアクセスを申請することができる。子どももまた、他の人のケアを受けられるよう申請できる。

クラウン・ワードとの面会命令の判断基準は以下の 2 点である：

- ・ 第 58 条に基づく最善の利益の基準は、面会を申請するすべての人に適用される；さらに
- ・ 第 59 条(2)項では、第 16 章に基づく裁判所の介入の直前まで子供の世話をしていた人々に対する追加基準を規定している。第 59 条(2)項によれば、面会不認可の可能性があるが、裁判所が考慮できるファクターの一つにより、裁判所は幅広い裁量を任されている（「ほかに、面会命令発令の根拠となる状況がある。」）。以下の表を参照のこと。

専門家委員団は以下の見解を示した：

「子どもがクラウン・ワードに指定される場合の面会の認可は、州内でも様々である；面会不認可の可能性があっても、通常は、面会が認可される地域もある。1996年度オンタリオ州クラウン報告によれば、当時 55%のアクセスが実施された。」

子どもの最善の利益とならない面会は、最終的に以下のいずれかの結果に終わる：

- ・ 子ども達は、自分の生物学上の家族との関係が自分にとって不健康なものであっても、家族を「断ち切り」新しい環境にこけ込むことができない、あるいは

- ・ 子どもの処遇の混乱。

面会命令が終結するまでは、クラウン・ワードを養子縁組に適用することができない。

### 1. クラウン・ワードとの面会の判断基準

公布後の改正法では、新しく、より厳しいクラウン・ワードとの面会の判断基準を設ける。現行法の第 59 条(2)硬派、以下の点で強化されることになる：

- ・ 面会不認可の可能性は残しながら、現行法では 4 項目の裁判所が考慮できるファクターを、以下の 2 項目に置き換える：

- (a) その人物と子どもの関係が、子どもにとって有益かつ有意義であること；また

- (b) 面会命令が発令されても、それが、子どもが将来、永久的で安定した処遇を受ける機会の妨げのにならないこと。

- ・ この基準は、命令の発令だけでなく、その変更にも適用されることを明示する；

- ・ この基準は、第 5 章に基づく裁判所の介入の直前まで子供の世話をしていた人物だけでなく、子供の世話をしようとするすべての人々、および子どもが別の人のケアを受けることを申請している場合にも適用される。これにより、第 58 条（最善の利益の基準）に規定された基準も、第 59 条(2)項に規定された基準も適用されることになる；そして

- ・ 面会命令が、地位の再審査中に発令または変更された場合にも、この基準を適用する。

|     |         |
|-----|---------|
| 現行法 | 公布後の改正法 |
|-----|---------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>59(2) 子どもが、第 57 条(1)項 3 節に基づきクラウン・ワードに決まった場合、以下のことのいずれかについて確信が得られていないなら、裁判所は、本章に基づく裁判所の介入の直前まで子供の世話をしていた人物との面会の命令を発してはならない、</p> <p>(a) 養子縁組の計画が立てられたことも、その可能性もなく、その人物との面会が、将来その子どもの養子縁組の機会の妨げとなることもないこと；</p> <p>(b) 子どもが 12 歳以上で、その人物との関わりを続けたいと思っていること；</p> <p>(c) 子どもが、自分を養子にしたいと思っていない人のもとにプレイスされていた、あるいは将来そうなること；あるいは</p> <p>(d) その他の特殊な事情から、面会命令を出す正当な根拠があること。</p> | <p>59(2) 裁判所は、以下のことがらについて確信が得られていないなら、第 58 条(面会)または第 60 条(地位の再審査)に基づき、クラウン・ワードになっている子どもに関する面会命令を発してはならない、</p> <p>(a) その人物と子どもの関係が、子どもにとって有益かつ有意義であること；さらに</p> <p>(b) 面会命令によって、子どもの将来の養子縁組または里親の機会の妨げとならないこと。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2. 面会命令終了の判断基準

現行法第 59 条(3)項に基づく面会命令の終了の基準は、面会命令終結拒否の可能性があること(以下の要件が整わないなら、裁判所は面会命令を終了させてはならない...)と規定している。

これに対し公布後の改正法では、子どもにとって有益でないか、子どもの最善の利益にかなっていない、あるいは子どもの将来の養子縁組みの妨げとなる面会命令が、終了しやすくなるはずである。(第 59 条(3)項)

| 現行法                                                                                          | 公布後の改正法                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>59(3) 裁判所は、本条(2)項に基づく面会命令の発令の正当な根拠が消滅したという確信が得られていない限り、クラウン・ワードの子どもとの面会命令を終了させてはならない。</p> | <p>59(3) 裁判所は、以下のいずれかの条件がととのえば、クラウン・ワードの子どもに関する面会命令を終了させなければならない。</p> <p>(a) 命令が子どもの最善の利益にかなわなくなっている；あるいは</p> <p>(b) 裁判所が、(2)項(a)および(b)節が、当該面接に関して適用される、との確信がもてなくなっている。</p> |

## 7. その他の改正案

- a. 子ども虐待登録の廃棄及び削除手続き
- b. 5年ごとの強制的再審査
- c. その他の変更項目
- d. 移行規定

### 7a. 子ども虐待登録の廃棄、削除手続き、その他関連条項の変更事項（第27条および第28条）

コミュニティー・社会サービス省は、すべての子ども保護援助協会、コミュニティー・社会サービス省、OACAS（オンタリオ州子ども保護円上協会連合会）、ANCFISO（オンタリオ州先住民子ども華麗サービス協会）を連結する、包括的子ども福祉情報システムの開発に携わってきた。子ども保護高速通信情報システム(FTIS)は現在、完全実施段階に近づ

きつつある；包括的子ども福祉情報システムは今後2～3年で開発が完了する予定である。

FTISは、オンタリオ州子ども保護援助協会(CAS)から子ども保護サービスを受けている、あるいは10年以内に保護サービスが終了したすべての子どもと家族に関する、極秘コンピューター検索システムである。このシステムによってワーカーは、自分が担当しているサービス受益者が現在オンタリオ州から保護サービスを受けているか、過去10年以内に保護サービスを受けたことがあるか、オンタリオ州子ども虐待登録に登録されているか、あるいはオンタリオ州その他の行政区域から子ども保護警戒態勢の対象となっているか、を確定することができる。

現在FITSは、CASのワーカーに、サービス受領者の特定情報と2、3のサービス指標を提供しているが、さらに詳しい情報を得るには、以前の担当者にお問い合わせなければならない。将来は、包括的子ども福祉情報システムにより、ワーカーは、ケースに関するすべての情報を、安全かつ迅速に入手することができるようになる。ワーカーは、子ども虐待登録が提供できる以上に完全な情報を入手し、さらにその情報を電信回路を通じてスーパーバイザーに知らせて、直接相談することができる。

包括的子ども福祉情報システムが適切に稼働するようになれば、子ども虐待登録は不要となる。この状況を予測して、子ども家族サービス法1999年度改正法案(子ども福祉改革)には、子ども虐待登録に関する条項の削除を認める規定が盛り込まれた。その規定は、コミュニティー・社会サービス省が、新しい情報システムは子どもに対し、現行の子ども虐待登録と同等の保護を、確実に提供できると判断した時点で始めて公布されるもので、それ以前には効力をもたない。従ってその時点までは子ども虐待登録は「通常業務」を行い、各CASは以下の業務を継続しなければならない：

- ・立証された事件を子ども虐待登録に通告する；
- ・要請に応じて最新情報を提供する；
- ・子ども保護調査を実施する場合には、必ず高速通信システムを利用して子ども虐待登録を確認する；
- ・従来通りに抹殺請求を処理する。

## 虐待の定義

公布後の改正法には、以下の変更が加えられる；

- ・「虐待」の定義を、通告義務の条項(第72条)から、各CASの通告義務を規定する新設の独立条項(第72条1)へ移す。これは、専門家の通告義務の変更(専門家は、虐待だけでなく、あらゆる保護の根拠を通告する義務がある 前述の通告義務の条項を参照のこと)を反映するものである。
- ・特定の記録が、虐待だけでなくすべての保護の根拠に関する情報を含むものなら、各CASは、その提示を動議することができる、という規定をうけて、第74条(ある記録あるいはその記録の一部の提示命令の動議)への照会事項を削除する。

- ・ 心理的危険からの保護の根拠に関する規定（現行法の心理的機会からの保護の根拠は、第 37 条(2)(f)及び(f.1)の 2 項に分割された 前述の保護の根拠に関する記述を参照のこと）の変更項目をうけて、「虐待」の定義に第 37 条(2)(f.1)を追加する。

| 現行法                                                                                                                              | 公布後の改正法                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 72(1) 本条及び第 73、74、75 条の各条において、<br><br>「虐待を被る」とは、子どもに関連して使われた場合、第 37 条(2)項の(a)(c)(e)(f)(h)のいずれかの規定する意味の範囲内において、保護を必要とする、という意味である。 | 72.1(2) 本条及び第 73、75 条の各条において、<br><br>「虐待を被る」とは、子どもに関連して使われた場合、第 37 条(2)項の(a)(c)(e)(f)(f.1)(h)のいずれかの規定する意味の範囲内において、保護を必要とする、という意味である。 |

#### 子ども虐待再審査チーム

第 73 条に基づく子ども虐待再審査チームは、危険にさらされた子どもの処遇が、適切な専門家が参加して決定されることを確認する方法として、従来通り存続する。

#### 子どもが CAS のケアと後見のもとにある場合の CAS の通告の義務

CAS の通告の義務は、現行法では第 72 条(6)に規定されているが、公布後の改正法では、新設の独立した条項（第 72 条 1）に移される。義務の内容は変更されない：すなわち、CAS は依然として、そのケアと後見のもとにある子どもが、虐待を被っている、あるいはかつて被った可能性がある、という情報を長官に通告する義務がある。子どもが協会のケアのもとにあったときに虐待された場合には、「深刻な虐待」の通告をしなければならない、というも従来通りである。

#### 7b. 5 年ごとの強制的再審査

専門家委員団は、CFS 法は法律の実施状況の再審査を義務づけ、これがいかに解釈され、適用され、子ども保護へどのように影響しているか、を評価すべきである、と勧告した。

公布後の改正法では、同法もしくはその一部を、少なくとも 5 年ごとに強制的に再審査することを義務づけることが規定される。

## 7c. その他の変更項目

子ども過程サービス法 1999 年度改正法案（子ども福祉改革）にはほかにも、法令の他の規定の言葉遣いに適切な変更を加えることによって、より重大な変更の意図を達成することもあるような、数多くの規定がある。そのすべてをここに示すことはしないが、お手元の同法令のコピーに記載されているので参考にされたい。

以下に引用するのは、その他の規定の一部である：

- ・ CFS 法事例の管轄権をもつ裁判所の新名称の編入：  
「オンタリオ州法廷」および「上級家庭裁判所」
- ・ 第3条(1)(a)に基づく「里親ケア」の定義を最新のものに変更し、「1999 年度オンタリオ州労働法 または 1997 年度オンタリオ州障害支援計画法 の適用を受けている人を除く、子供養育給付金を受けている」人も含むものとする、改正案
- ・ CAS 委員会と財源への州政府の参加に関する序ぶづんを削除する改正案
- ・ 長官は、個々のあるいはすべての CAS にたいし、CFS 法に基づくサービスの提供について、指令を発することができることを明示する条項（第 20 条 1）を新しく追加する
- ・ 指令の不履行を、コミュニティー・社会サービス省による協会廃止と業務取得権の発動の根拠とする規定を追加する
- ・ コミュニティー・社会サービス省に、CAS 委員会の構成、委員研修、処方研修に関する規定作成権をもたせる
- ・ コミュニティー・社会サービス省に、研修を含む従業員資格に関する規定作成権をもたせる

## 7d. 移行規定

改正法公布後は、各条項は、以下の例外を除き、公布の直後から効力を発揮することになる：

### 1. 手続きがすでに開始されている場合

地位の再審査を含む手続きが、公布日以前にすでに開始されている場合には、以下の事項に関して同法の旧規定が適用される：

- ・ 目的に関する条項（第 1 条）

- ・ 保護の根拠 (第 37 条(2))
- ・ 法的代理権 (第 38 条)
- ・ 過去の親子関係の証拠 (第 50 条(1))
- ・ 仮命令 (第 51 条(3))
- ・ 裁判所命令による評価の証拠としての有効性 (第 54 条(8))
- ・ 子どもが保護を必要としているとの判決後の命令 (第 57 条)
- ・ クラウン・ワードの子どもとの面会 (第 59 条)
- ・ 地位の再審査において考慮すべき要因 (第 65 条(3))

## 2. ソサエティー・ワードシップの最長期間の計算法 (第 70 条) および一時ケアの合意の期間の取り扱い方 (第 29 条)

- ・ 改正法公布日にすでにソサエティー・ワード担っている、あるいは一時ケアの合意に達している子どもには、旧条項を引き続き適用する。
- ・ 改正法公布日またはそれ以降に本制度に関わることになる子どもには、新しい条項を適用する。改正法公布日以前に CAS のケアのもとにあった期間は、累積的期間計算法に基づいて算出される。

## 3. 子ども虐待登録

旧法の子ども虐待登録に関する条項は、新設の包括的情報システムが完全に稼働するまで、引き続き効力を発するものとする。